

人事委員会年報

平成29年度

熊本県人事委員会

目 次

I 組織及び運営	1
1 人事委員会	3
(1) 人事委員会の構成	5
(2) 人事委員会の会議	〃
2 事務局	13
(1) 組織及び職員の配置状況	15
(2) 分掌事務	16
II 事業の概要	19
1 職員の任用	21
(1) 採用	23
(2) 昇任	33
(3) 身体障がい者を対象とする選考試験	34
2 職員の給与	35
(1) 平成29年職員給与実態調査	37
(2) 平成29年職種別民間給与実態調査	41
(3) 平成29年職員の給与等に関する報告及び勧告	43
(4) 平成29年給与の改定(参考)	53
3 条例・規則等	55
(1) 条例案に対する人事委員会の意見	57
(2) 規則等の制定・改廃	58
4 公平審査	61
(1) 勤務条件に関する措置要求の係属状況	63
(2) 不利益処分についての審査請求(不服申立て)の係属状況	〃
(3) 不利益処分についての審査請求(不服申立て)の審査の状況	64
(4) 苦情相談の処理状況	〃
5 職員団体	65
(1) 職員団体の登録	67
(2) 登録職員団体一覧表(県関係分)	〃
(3) 登録職員団体一覧表(受託市町村等分)	68
(4) 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律に基づく規約認証	69
6 公平委員会の事務の受託	71
7 労働基準監督機関の職権行使	75
(1) 労働基準法別表第一各号区分一覧表	77
(2) 平成29年度中の労働安全衛生法に基づく届出の受理状況	78
(3) 平成29年度中の労働安全衛生法第38条の特定機械の検査状況	〃
(4) 平成29年度中の労働基準法に基づく認定等の状況	〃

I 組織及び運営

1 人事委員会

1 人事委員会

(1) 人事委員会の構成

(平成30年3月31日現在)

職名	氏名	常勤・非常勤の別	任期	備考
委員長	出田孝一	非常勤	平成27年7月8日 ～平成31年7月7日 (1期目) [委員長就任日] 平成28年8月1日	
委員	宮田政道	非常勤	平成26年7月27日 ～平成30年7月26日 (1期目)	委員長職務代理者
委員	永田佳子	非常勤	平成29年8月1日 ～平成33年7月31日 (1期目)	

(2) 人事委員会の会議

回数	開催年月日	議題	備考
1	平成29年 4月 7日	1 平成28年度第25回人事委員会議事録について 2 議案 第1号議案 平成29年度熊本県職員及び警察官採用試験合格者決定要領の一部改正について 第2号議案 平成29年度熊本県職員及び警察官採用試験の合格者数について 第3号議案 「熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の運用について」の一部改正について 3 報告 ・平成29年度熊本県職員等採用試験募集職種及び採用予定人員について ・平成29年職種別民間給与実態調査の実施について 4 その他 ・人事委員会関係日程	
2	平成29年 4月24日	1 平成29年度第1回人事委員会議事録について 2 議案 第1号議案 職員の採用選考について 3 報告 ・苦情相談に関する事案の概要及び処理状況について ・熊本県公務員労働組合共闘会議からの要請について 4 その他 ・平成29年度人事行政調査について ・人事委員会関係日程	
3	平成29年 5月25日	1 平成29年度第2回人事委員会議事録について 2 議案 第1号議案 職員の採用選考について 第2号議案 熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公	

回数	開催年月日	議 題	備考
		共同体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則の制定について 第3号議案 平成29年6月熊本県議会定例会に提案される職員に関する条例に対する人事委員会の意見について 第4号議案 熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第26条の規定に基づく承認について 3 報 告 ・平成29年度熊本県職員等採用試験における応募状況について ・平成29年度身体障がい者を対象とする熊本県職員採用選考試験における採用職種及び採用予定人員について 4 その他 ・平成29年度人事行政調査について ・人事委員会関係日程	
4	平成29年 6月29日	1 平成29年度第3回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 平成29年度熊本県職員採用試験（大学卒業程度）第1次試験合格者の決定について 第2号議案 平成29年度熊本県職員採用試験（免許資格職）第1次試験合格者の決定について 第3号議案 職員の採用選考について 第4号議案 平成28年（人不）第1号事案の裁決について 第5号議案 平成29年（人不）第1号事案の審理機関の構成並びに準備手続の実施に係る事務の委任及び証拠の採否の決定の委任について 第6号議案 「熊本県職員の管理職手当に関する規則別表第1に規定する「人事委員会が定めるもの」等について」の一部改正について 3 報 告 ・平成29年度熊本県職員等採用試験募集職種及び採用予定人員の変更について ・審査請求の受理について 4 その他 ・人事委員会関係日程	
5	平成29年 7月13日	1 平成29年度第4回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 平成29年度熊本県警察官採用試験（警察官A）第1次試験合格者の決定について 3 報 告 ・平成29年職種別民間給与実態調査の実施状況について 4 その他 ・人事委員会関係日程	
6	平成29年 7月19日	1 平成29年度第5回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 職員の採用選考について 第2号議案 平成29年度熊本県職員採用試験（大学卒業程度）第2次試験合格者の決定について 第3号議案 平成29年度熊本県職員採用試験（免許資格職）第2次試験合格者の決定について	

回数	開催年月日	議 題	備考
		第4号議案 平成29年度熊本県職員採用試験（民間企業等経験者対象）第1次試験合格者の決定について 第5号議案 平成27年（人不）第1号事案の裁決について 3 報 告 ・平成29年度熊本県職員等採用試験募集職種及び採用予定人員の変更について 4 その他 ・人事委員会関係日程	
7	平成29年 7月31日	1 平成29年度第6回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 職員の採用選考について 3 その他 ・人事委員会関係日程	
8	平成29年 8月 8日	1 平成29年度第7回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 平成29年度熊本県職員採用試験（大学卒業程度）第3次試験合格者の決定及び採用候補者の確定について 第2号議案 平成29年度熊本県職員採用試験（免許資格職）第3次試験合格者の決定及び採用候補者の確定について 第3号議案 「熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第23条に定める人事委員会の承認について」の一部改正について 3 協 議 ・土木職の採用職種の統合について ・平成29年人事委員会報告及び勧告について 4 その他 ・人事委員会関係日程	
9	平成29年 8月28日	1 平成29年度第8回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 平成29年度熊本県警察官採用試験（警察官A）第2次試験合格者の決定及び採用候補者の確定について 第2号議案 熊本県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則の制定について 第3号議案 熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則の制定について 第4号議案 平成29年9月熊本県議会定例会に提案される職員に関する条例に対する人事委員会の意見について 3 協 議 ・平成29年人事委員会報告及び勧告について 4 その他 ・人事委員会関係日程	
10	平成29年 9月 7日	1 平成29年度第9回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 平成29年度熊本県職員採用試験（民間企業等経験者対象）第2次試験合格者の決定について	

回数	開催年月日	議 題	備考
		3 協 議 ・平成29年人事委員会報告及び勧告について 4 報 告 ・平成29年度熊本県職員等採用試験募集職種及び採用予定人員の変更について ・平成29年度熊本県職員等採用試験（高等学校卒業程度、免許資格職、警察官B）及び平成29年度身体障がい者を対象とする熊本県職員採用選考試験の応募状況について 5 その他 ・人事委員会関係日程	
11	平成29年 9月14日	1 平成29年度第10回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 熊本県職員の任用に関する規則第26条第8号に規定する職の承認について 第2号議案 熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について 3 協 議 ・平成29年人事委員会報告・勧告について 4 報 告 ・平成29年度熊本県職員等採用試験募集職種及び採用予定人員の変更について 5 その他 ・人事委員会関係日程	
12	平成29年 9月25日	1 平成29年度第11回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 熊本県職員の任用に関する規則第33条第2項に規定する条件付採用期間の延長の承認について 第2号議案 熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の別表第19号作業（災害警備等作業）に係る「極めて危険を伴うと人事委員会が認める作業」の承認について 3 協 議 ・平成29年人事委員会報告・勧告について 4 報 告 ・平成29年度熊本県職員採用試験（高等学校卒業程度、免許資格職）第1次試験の受験状況について 5 その他 ・人事委員会関係日程	
13	平成29年10月 2日	1 平成29年度第12回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 平成29年度熊本県職員採用試験（高等学校卒業程度）第1次試験合格者の決定について 第2号議案 平成29年度熊本県職員採用試験（免許資格職）第1次試験合格者の決定について 第3号議案 平成29年人事委員会報告・勧告について 3 その他 ・人事委員会関係日程	
14	平成29年10月23日	1 平成29年度第13回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 平成29年度熊本県職員採用試験（民間企業等経験者対象）第3次試験合格者の決定及び採用候補	

回数	開催年月日	議 題	備考
		者の確定について 第2号議案 平成29年度熊本県警察官採用試験（警察官B） 第1次試験合格者の決定について 3 報 告 ・苦情相談に関する事案の概要及び処理状況について ・平成29年全国人事委員会報告及び勧告の実施状況について 4 その他 ・人事委員会関係日程	
15	平成29年11月 8日	1 平成29年度第14回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 平成29年度熊本県職員採用試験（高等学校卒業程度）第2次試験合格者の決定及び採用候補者の確定について 第2号議案 平成29年度熊本県職員採用試験（免許資格職）第2次試験合格者の決定及び採用候補者の確定について 第3号議案 平成29年度身体障がい者を対象とする熊本県職員採用選考試験第1次試験合格者の決定について 3 報 告 ・人事評価の給与への反映に係る規程の整備等について 4 その他 ・人事委員会関係日程	
16	平成29年11月24日	1 平成29年度第15回人事委員会議事録について 2 協 議 ・人事評価結果の勤勉手当への反映に係る規程整備について ・平成29年11月熊本県議会定例会に提案される職員に関する条例案の説明について 3 その他 ・人事委員会関係日程	
17	平成29年11月30日	1 平成29年度第16回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 平成29年度熊本県警察官採用試験（警察官B）第2次試験合格者の決定及び採用候補者の確定について 第2号議案 平成29年度身体障がい者を対象とする熊本県職員採用選考試験第2次試験合格者の決定について 第3号議案 平成29年11月熊本県議会定例会に提案される職員に関する条例に対する人事委員会の意見について 第4号議案 熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について 第5号議案 「期末手当及び勤勉手当の支給について」の一部改正について 第6号議案 「勤勉手当の成績率の運用について」の廃止について 3 その他 ・人事委員会関係日程	
18	平成29年12月21日	1 平成29年度第17回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の制定について	

回数	開催年月日	議 題	備考
		第2号議案 熊本県職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について 第3号議案 熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について 第4号議案 東日本大震災に対処するための熊本県警察の職員の特殊勤務手当の特例に関する規則の一部を改正する規則の制定について 第5号議案 「熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第21条の2について」の制定について 第6号議案 「期末手当及び勤勉手当の支給について」の一部改正について【H29. 12. 1適用】 第7号議案 「期末手当及び勤勉手当の支給について」の一部改正について【H30. 4. 1適用】 第8号議案 「東日本大震災に対処するための熊本県警察の職員の特殊勤務手当の特例に関する運用について」の一部改正について 第9号議案 民間企業等経験者採用試験合格者の初任給決定に係る別段の取扱いについて 3 報 告 ・熊本県職員の任用に関する規則第33条第2項の規定により条件付採用期間を延長した職員について ・平成30年度熊本県職員等採用試験制度見直しの検討状況について 4 その他 ・人事委員会関係日程	
19	平成30年 1月15日	1 平成29年度第18回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 熊本県人事委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則の制定について 3 報 告 ・平成29年度熊本県職員採用試験等の実施結果について 4 その他 ・人事委員会関係日程	
20	平成30年 1月26日	1 平成29年度第19回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 職員の採用選考について 第2号議案 職員の昇任選考について 3 協 議 ・平成30年度熊本県職員等採用試験の制度改正案について ・平成30年2月熊本県議会定例会に提案される職員に関する条例案の説明について 4 その他 ・人事委員会関係日程	
21	平成30年 2月13日	1 平成29年度第20回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 平成30年度熊本県職員及び警察官採用試験の試験日程の決定について 第2号議案 平成30年2月熊本県議会定例会に提案される職員に関する条例に対する人事委員会の意見について 3 報 告	

回数	開催年月日	議 題	備考
		<ul style="list-style-type: none"> ・各都道府県における看護師採用試験の実施方法等の状況について 4 その他 ・人事委員会関係日程 	
22	平成30年 2月27日	<ul style="list-style-type: none"> 1 平成29年度第21回人事委員会議事録について 2 議 案 <ul style="list-style-type: none"> 第1号議案 職員の採用選考について 第2号議案 職員の昇任選考について 第3号議案 平成30年度熊本県職員及び警察官採用試験実施要綱の制定について 第4号議案 平成30年度熊本県職員及び警察官採用試験合格者決定要領の制定について 3 協 議 <ul style="list-style-type: none"> ・給与関係規則及び通知の改正案について 4 その他 <ul style="list-style-type: none"> ・人事委員会関係日程 	
23	平成30年 3月16日	<ul style="list-style-type: none"> 1 平成29年度第22回人事委員会議事録について 2 議 案 <ul style="list-style-type: none"> 第1号議案 職員の採用選考について 第2号議案 任期付職員に係る任期の更新の承認について 第3号議案 平成28年改正条例の施行による給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則の制定について 第4号議案 熊本県へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則の制定について 第5号議案 「平成28年改正条例の施行による給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成28年熊本県人事委員会規則第7号）の運用について」の一部改正について 第6号議案 事務局職員の人事異動について 3 協 議 <ul style="list-style-type: none"> ・給与関係規則及び通知の改正案について 4 その他 <ul style="list-style-type: none"> ・人事委員会関係日程 	
24	平成30年 3月23日	<ul style="list-style-type: none"> 1 平成29年度第23回人事委員会議事録について 2 議 案 <ul style="list-style-type: none"> 第1号議案 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則の制定について 第2号議案 熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則の制定について 第3号議案 熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の制定について 第4号議案 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則の制定について 第5号議案 熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について 第6号議案 熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則の制定について 第7号議案 熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則（H29.3.7人委規則第1号）の一部を改正する規則の制定について 	

回数	開催年月日	議 題	備考
		第8号議案 「格付の基準について」の一部改正について	
		第9号議案 「熊本県職員の管理職手当に関する規則別表第1に規定する「人事委員会が定めるもの」等について」の一部改正について	
		第10号議案 「期末手当及び勤務手当の支給について」の一部改正について	
		第11号議案 「熊本県職員等の退職手当の調整額を支給される職員等の区分に関する規則別表ア、イに規定する「人事委員会の定めるもの」について」の一部改正について	
		第12号議案 「準特地公署の指定について」の一部改正について	
		第13号議案 「扶養手当の運用について」の一部改正について	
		第14号議案 「住居手当の運用について」の一部改正について	
		第15号議案 「通勤手当の運用について」の一部改正について	
		第16号議案 「単身赴任手当の運用について」の一部改正について	
		第17号議案 「公共土木施設災害応急作業手当について」の一部改正について	
		第18号議案 「熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の運用について」の一部改正について	
		3 報 告	
		・平成30年度熊本県職員等採用試験における募集職種・区分について	
		・平成30年度人事委員会事務局当初予算の概要について	
		4 その他	
		・人事委員会関係日程	

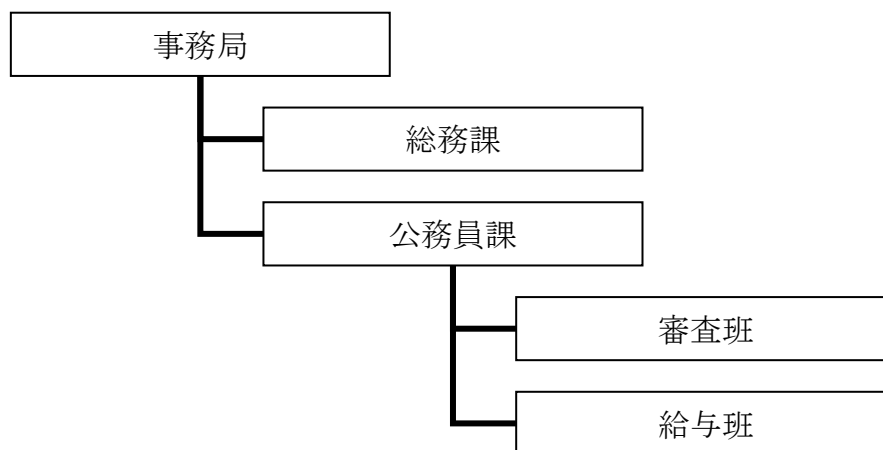
2 事務局

2 事務局

(1) 組織及び職員の配置状況

ア 組織

事務局の組織は、2課2班で次のとおりです。



イ 職員の配置状況

職員16人（条例定数20人）の配置状況は、次のとおりです。

（平成29年4月1日現在）

区分	職名	氏名	備考	
事務局	事務局長	田中 信行		
総務課	総務課長	井上 知行		
	審議員（兼課長補佐）	稲葉 智裕	※	
	課長補佐（総務任用担当）	永田 理子		
	参事	尾崎 泰則		
	参事	北田 沙織		
	参事	伊佐坂 可南子		
	主任主事	山下 真徳		
	主事	山本 浩平		
公務員課	公務員課長	西尾 浩明		
	審議員（兼課長補佐）	稲葉 智裕	※	
	審査班	主幹（審査担当）	竹田 健	
		参事	中津海 靖子	
	給与班	主幹（給与担当）	堀口 彰史	
		参事	市原 恵	
		参事	富森 貴子	
		主事	有田 貴恵	

※兼務

(2) 分掌事務

課名	班名	分掌事務
総務課		<ol style="list-style-type: none"> 1 人事委員会会議に関する事。 2 公印に関する事。 3 事務局職員の任免、分限、懲戒、服務その他の身分取扱いに関する事。 4 事務局職員の給与及び勤務条件に関する事。 5 事務局の予算及び経理に関する事。 6 物品の管理に関する事。 7 事務局内事務の調整に関する事。 8 文書に関する事。 9 広報に関する事。 10 事務局職員の研修及び福利厚生に関する事。 11 競争試験及び選考に関する事。 12 職員の苦情相談に関する事(任用に関する事。) 13 退職管理に関する事(任命権者の事務に関する事。) 14 その他公務員課に属しない事。
公務員課	審査班	<ol style="list-style-type: none"> 1 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の審査及び必要な措置に関する事。 2 不利益処分に関する審査請求の審査及び必要な措置に関する事。 3 管理職員等の指定に関する事。 4 職員団体の登録に関する事。 5 労働基準監督機関の職権行使に関する事(労働安全衛生法関係)。 6 職員の苦情相談に関する事(任用、給与、勤務条件等に関する事を除く。) 7 退職手当の支給制限等の処分に関する調査審議に関する事。 8 退職管理に関する事(任命権者の事務に関する事を除く。)
	給与班	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の分限及び懲戒に関する制度に関する事。 2 職員の給与に関する調査及び研究に関する事。 3 人事記録の管理及び人事統計報告に関する事。 4 職員の勤務時間その他の勤務条件に関する調査及び研究に関する事。 5 職員の厚生福利制度、その他職員に関する制度の研究に関する事。 6 職員の人事評価に関する制度の研究に関する事。 7 職員の研修に関する制度の研究に関する事。 8 職員に対する給与支払監理に関する事。 9 労働基準監督機関の職権行使に関する事(労働安全衛生法関係を除く。) 10 兼業、営利企業等への従事等の制限に関する事。 11 職員の苦情相談に関する事(給与、勤務条件等に関する事)。

(参考) 職員の配置状況

(平成30年4月1日現在)

区 分	職 名	氏 名	備 考	
事務局	事務局長	田 中 信 行		
総務課	首席審議員 (兼総務課長)	井 上 知 行		
	審 議 員 (兼課長補佐)	稲 葉 智 裕	※	
	課長補佐 (総務任用担当)	永 田 理 子		
	参 事	北 田 沙 織		
	参 事	宮 崎 史 敬		
	主任主事	山 下 真 徳		
	主 事	馬 場 翔 吾		
	主 事	山 本 浩 平		
公務員課	公務員課長	小 崎 至		
	審 議 員 (兼課長補佐)	稲 葉 智 裕	※	
	審査班	主 幹 (審査担当)	竹 田 健	
		主任主事	岩 下 亮 介	
	給与班	主 幹 (給与担当)	堀 口 彰 史	
		参 事	高 田 一 博	
		参 事	富 森 貴 子	
		主 事	有 田 貴 恵	

※兼務

Ⅱ 事業の概要

1 職員の任用

1 職員の任用

(1) 採用

平成29年度に実施した職員採用の競争試験及び選考の状況は、次のとおりです。

ア 競争試験

実施状況は、第1表～第4表のとおりです。また、過去10年間の実施状況の推移は、第1図～第6図のとおりです。

第1表 平成29年度職員採用試験実施状況（概要）

（単位：人）

試験の名称	応募者数	第1次試験		大卒等(※) 第2次試験		大卒等(※) 第3次、 その他第2次 試験受験者	最 終 合格者数	競争率 (倍)	採用者数 <small>(H30.4.1現在)</small>		
		受験者数	合格者数	受験者数	合格者数						
職員採用試験	大学卒業程度	917	687	376	359	217	216	156	4.4	141	
	免許資格職（前期）	45	35	22	21	16	15	10	3.5	9	
	民間企業等経験者対象	143	116	29	26	16	15	9	12.9	9	
	高等学校卒業程度	265	239	79			77	29	8.2	27	
	免許資格職（後期）	92	73	20			19	5	14.6	5	
	小 計	1,462	1,150	526	406	249	342	209	5.5	191	
警察官採用試験	警察官A	男 性	490	397	243			188	62	6.4	50
		女 性	124	93	59			41	15	6.2	13
	警察官B	男 性	531	240	164			151	41	5.9	39
		女 性	133	62	36			29	9	6.9	9
	小 計	1,278	792	502			409	127	6.2	111	
計	2,740	1,942	1,028	406	249	751	336	5.8	302		

※大卒等とは、第3次試験を実施している試験（大学卒業程度、免許資格職（前期）及び民間企業等経験者対象）のことを指す。

第2表 平成29年度職員採用試験の日程等

試験の名称		公告日	申込受付期間	試験日 (合格発表日)			試験地	試験会場
職員採用試験	大学卒業程度 ・ 免許資格職 (前期)	29. 4. 10	29. 4. 27 ～29. 5. 12	第1次	筆記	29. 6. 25 (29. 6. 30)	熊本市	熊本学園大学
							東京都	立教大学
				第2次	面接	29. 7. 10～7. 17 (29. 7. 20)	熊本市	熊本県庁
				第3次	面接	29. 7. 27～8. 2 (29. 8. 8)	熊本市	熊本県庁
	民間企業等 経験者対象	29. 4. 10	29. 4. 27 ～29. 5. 12	第1次	筆記	29. 6. 25 (29. 7. 20)	熊本市	熊本学園大学
							東京都	立教大学
				第2次	面接	29. 8. 26～8. 27 29. 9. 2 (29. 9. 8)	熊本市	熊本県庁
				第3次	面接	29. 10. 7 (29. 10. 24)	熊本市	熊本県庁
	高等学校卒業程度	29. 6. 16	29. 8. 7 ～29. 8. 25	第1次	筆記	29. 9. 24 (29. 10. 3)	熊本市	熊本学園大学
				第2次	筆記	29. 10. 21	熊本市	熊本県庁
					面接	29. 10. 28～10. 30 (29. 11. 9)	熊本市	熊本県庁
	免許資格職 (後期)	29. 6. 16	29. 8. 7 ～29. 8. 25	第1次	筆記	29. 9. 24 (29. 10. 3)	熊本市	熊本学園大学
第2次				筆記	29. 10. 21	熊本市	熊本県庁	
				面接	29. 10. 28～10. 29 (29. 11. 9)	熊本市	熊本県庁	
警察官採用試験	警察官A	29. 4. 10	29. 4. 27 ～29. 5. 19	第1次	筆記	29. 7. 9 (29. 7. 14)	熊本市	熊本学園大学
				第2次	適性	29. 8. 5	熊本市	熊本県立大学
					体力	29. 8. 6	熊本市	熊本県立総合体育館
		面接	29. 8. 12～8. 18 (29. 8. 29)	熊本市	熊本県庁			
	警察官B	29. 6. 16	29. 8. 7 ～29. 8. 25	第1次	筆記	29. 10. 15 (29. 10. 24)	熊本市	熊本県立大学
				第2次	適性 体力	29. 11. 11	熊本市	熊本大学
面接					29. 11. 18～11. 21 (29. 12. 1)	熊本市	熊本県庁	

第3表 平成29年度採用試験の受験資格及び試験の方法等

試験の名称	受験資格 (H30.4.1現在の年齢)	試験の方法			
		第1次試験	第2次試験	第3次試験	
職員採用試験	大学卒業程度	次のいずれかに該当する者 1 昭和57年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者(22～35歳) 2 平成8年4月2日以降に生まれた者で学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業又は平成30年3月末までに卒業見込みの者(人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。) ※「心理判定員」は、上記のほか、学校教育法による大学(短期大学を除く。)において心理学を専攻し卒業した者(卒業見込みを含む。)	1 教養試験 択一式 2 専門試験 択一式	1 論文試験 2 面接試験 個別面接(※)	1 面接試験 ア 個別面接 イ 集団討論
	免許資格職 (前期)	「社会福祉」 1 昭和52年4月2日以降に生まれた者(40歳まで) 2 次の①又は②に該当する者 ①社会福祉士の資格取得者 ②児童自立支援専門員の資格取得者又は平成30年3月末までに取得見込みの者 「社会福祉以外の職種」 1 昭和52年4月2日以降に生まれた者(40歳まで) 2 各職種の免許を取得又は平成30年春季の国家試験で免許取得見込みの者	1 教養試験 択一式 2 専門試験 択一式	1 論文試験 2 面接試験 個別面接(※)	1 面接試験 ア 個別面接 イ 集団討論
	民間企業等 経験者対象	次のいずれにも該当する者 1 昭和33年4月2日以降に生まれた者(59歳まで) なお、保健師については、保健師の免許を有する者 2 民間企業等における職務経験年数が平成22年4月28日から平成29年4月27日までの間に通算4年以上ある者	1 教養試験 択一式 2 論文試験	1 面接試験 個別面接(※)	1 面接試験 ア 個別面接 イ 集団討論
	高等学校卒業程度	平成8年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者(18～21歳) (上記大学卒業程度試験の受験資格2に該当する者は除く。)	1 教養試験 択一式 2 適性試験 (事務系職種) 択一式 3 専門試験 (技術系職種) 択一式	1 作文試験 2 面接試験 ア 個別面接(※) イ 集団面接	

試験の名称		受験資格 (H30.4.1現在の年齢)	試験の方法		
			第1次試験	第2次試験	第3次試験
職員採用試験	免許資格職 (後期)	「学校図書館事務」 1 昭和57年4月2日以降に生まれた者(35歳まで) 2 上記のほか、司書の資格を取得又は平成30年3月末までに取得見込みの者 「臨床検査技師」 1 昭和63年4月2日以降に生まれた者(29歳まで) 2 上記のほか、臨床検査技師の免許を取得又は平成30年春季の国家試験で免許取得見込みの者 「看護師」 1 昭和52年4月2日以降に生まれた者(40歳まで) 2 上記のほか、看護師の免許を取得又は平成30年春季の国家試験で免許取得見込みの者	1 教養試験 択一式 2 専門試験 択一式	1 論文試験 2 面接試験 ア 個別面接(※) イ 集団面接	
	警察官A (男性・女性)	次のいずれにも該当する者 1 昭和60年4月2日以降に生まれた者(22歳～32歳) 2 学校教育法による大学(短期大学は除く。)を卒業又は平成30年3月末までに卒業見込みの者(人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。)	1 教養試験 択一式	1 論文試験 2 体力試験 反復横跳び、20mシャトルラン、腕立て伏せ 3 面接試験 ア 個別面接(※) イ 集団討論 4 身体検査	
警察官採用試験	警察官B (男性・女性)	平成2年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者(18歳～27歳) (上記警察官Aの受験資格2に該当する者は除く。)	1 教養試験 択一式	1 作文試験 2 体力試験 反復横跳び、20mシャトルラン、腕立て伏せ 3 面接試験 ア 個別面接(※) イ 集団面接 4 身体検査	

※面接試験の参考とするため、適性検査を実施。

第4表 平成29年度職員採用試験実施状況

① 一般職員

(単位：人)

種類	職種	採用 予定者数	応募者数	第1次試験		第2次試験		第3次試験 受験者数	最 終 合格者数	競争率 (倍)	採用者数 (H30.4.1現在)
				受験者数	合格者数	受験者数	合格者数				
大 学 卒 業 程 度	行 政	74人程度	572	426	222	214	102	102	74	5.8	63
	警察行政	6人程度	55	46	16	15	9	9	6	7.7	4
	教育行政	28人程度	107	89	49	47	37	37	28	3.2	28
	心理判定員	1人程度	10	7	4	2	2	2	1	7.0	0
	一般土木	7人程度	21	11	8	7	7	7	6	1.8	6
	農業土木	6人程度	12	5	4	4	4	4	3	1.7	2
	建 築	3人程度	18	11	8	8	5	5	3	3.7	3
	電 気	3人程度	15	9	6	5	4	4	3	3.0	3
	農 学	22人程度	65	47	38	37	30	29	22	2.1	22
	林 学	7人程度	18	16	11	11	11	11	7	2.3	7
	畜 産	2人程度	16	14	6	5	4	4	2	7.0	2
	水 産	1人程度	8	6	4	4	2	2	1	6.0	1
	計	160人程度	917	687	376	359	217	216	156	4.4	141
	免 許 資 格 職 （ 前 期 ）	社会福祉	1人程度	18	14	5	5	3	3	1	14.0
薬 剤 師		5人程度	11	7	5	5	4	3	3	2.3	2
保 健 師		6人程度	16	14	12	11	9	9	6	2.3	6
計		12人程度	45	35	22	21	16	15	10	3.5	9
民 間 企 業 等 経 験 者 対 象	行 政	5人程度	136	110	20	18	9	8	6	18.3	6
	保健師(知事)	2人程度	7	6	6	5	4	4	2	3.0	2
	保健師(警察本部)	1人程度			3	3	3	3	1	6.0	1
	計	8人程度	143	116	29	26	16	15	9	12.9	9

(単位：人)

種類	職種	採用 予定者数	応募者数	第1次試験		第2次試験 受験者数	最 終 合格者数	競争率 (倍)	採用者数 (H30.4.1現在)
				受験者数	合格者数				
高等学校卒業程度	一般事務	10人程度	109	96	30	28	10	9.6	9
	警察事務	3人程度	59	57	9	9	3	19.0	3
	教育事務	3人程度	47	43	9	9	4	10.8	4
	一般土木	3人程度	8	8	5	5	3	2.7	3
	農業土木	5人程度	21	21	15	15	5	4.2	5
	林業	4人程度	21	14	11	11	4	3.5	3
	計	28人程度	265	239	79	77	29	8.2	27
免許資格職(後期)	学校図書館事務	1人程度	41	34	5	5	1	34.0	1
	臨床検査技師	1人程度	19	15	5	5	1	15.0	1
	看護師	3人程度	32	24	10	9	3	8.0	3
	計	5人程度	92	73	20	19	5	14.6	5

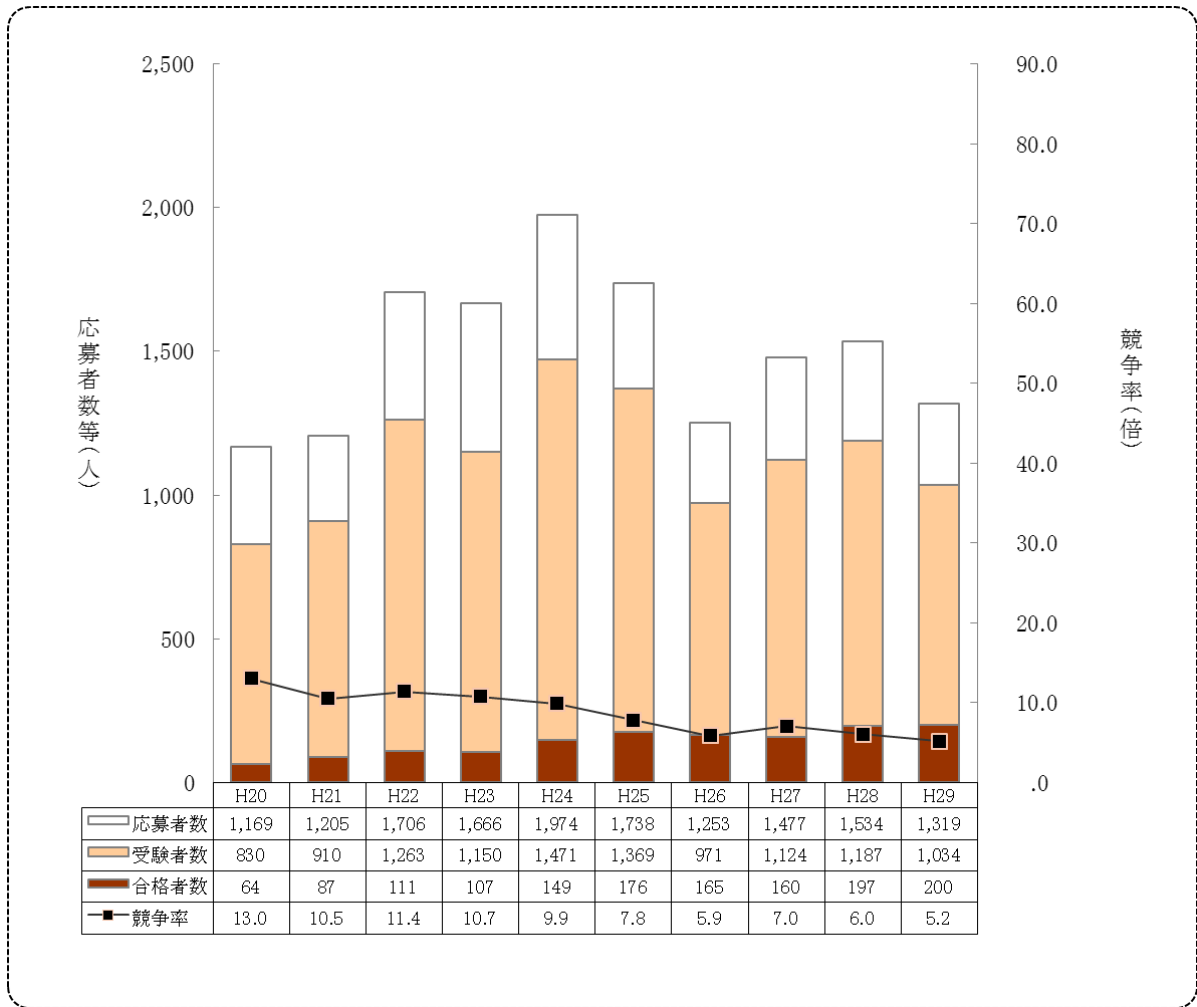
② 警察官

(単位：人)

区分	職 種		採用 予定者数	応募者数	第1次試験		第2次試験 受験者数	最 終 合格者数	競争率 (倍)	採用者数 (H30.4.1現在)
					受験者数	合格者数				
警察官	警察官 A	男性	61人程度	490	397	243	188	62	6.4	50
		女性	15人程度	124	93	59	41	15	6.2	13
	警察官 B	男性	41人程度	531	240	164	151	41	5.9	39
		女性	9人程度	133	62	36	29	9	6.9	9
計			126人程度	1,278	792	502	409	127	6.2	111

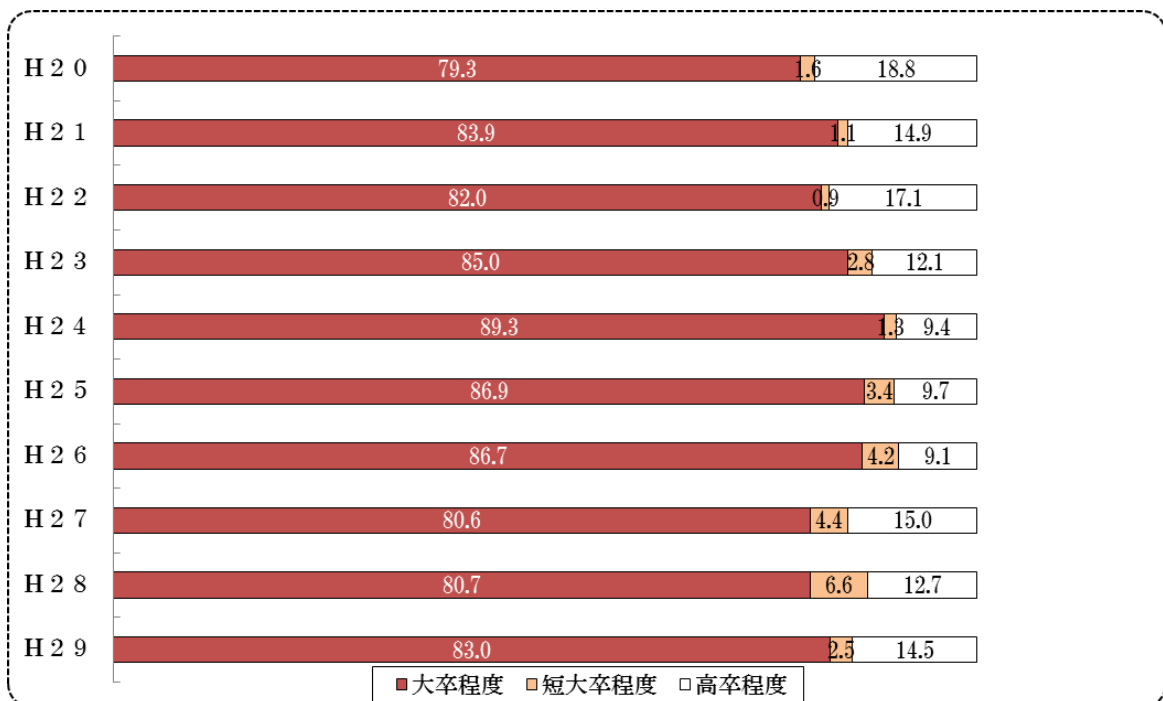
第1図 大卒、短大卒、高卒程度試験における応募者数・受験者数・合格者数・競争率の推移

(※平成22年度新設の民間企業等経験者対象分及び平成26年度実施の免許資格職(その他)分は非算入。)



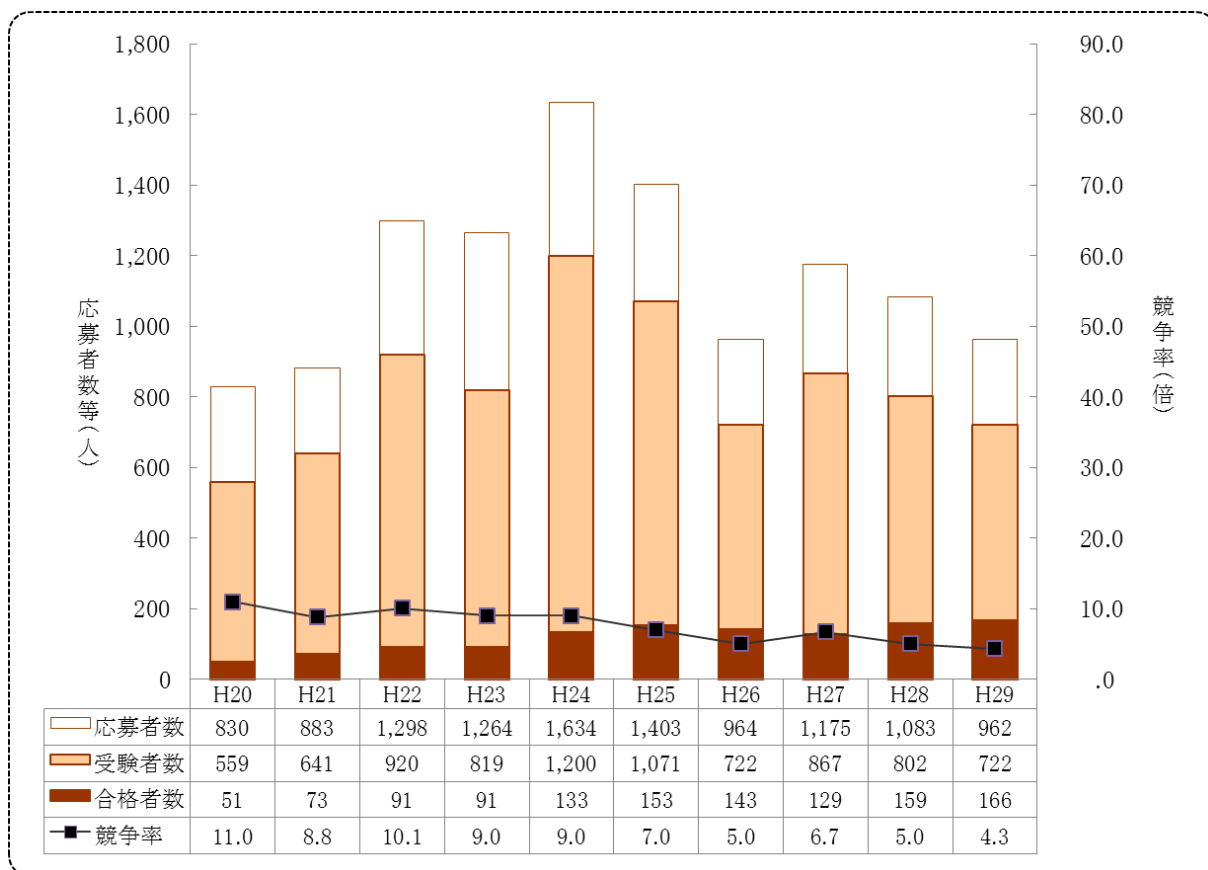
第2図 合格者総数に占める試験区分ごとの合格者の割合

(※平成22年度新設の民間企業等経験者対象分及び平成26年度実施の免許資格職(その他)分は非算入。)



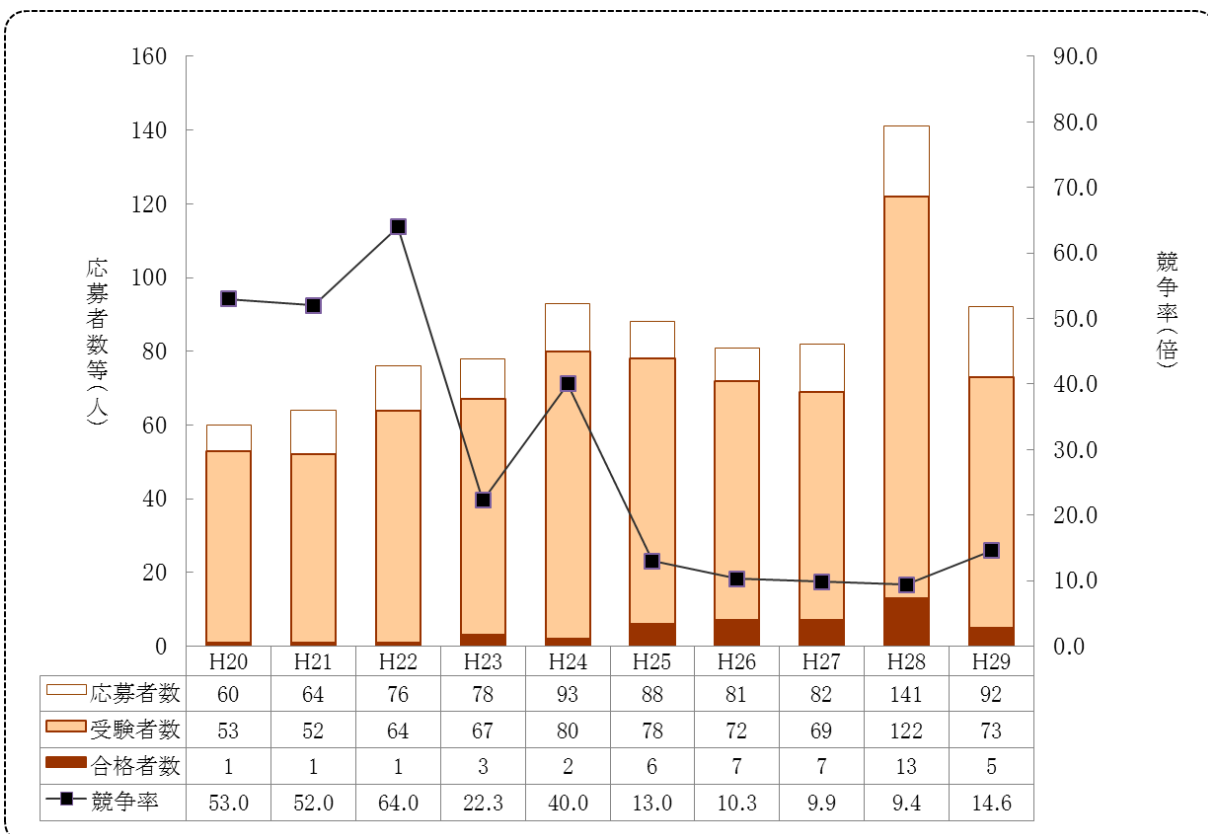
第3図 大学卒業程度試験における応募者数・受験者数・合格者数・競争率の推移

(※平成22年度新設の民間企業等経験者対象分は非算入。平成25年度以降は免許資格職(前期)を含む。)

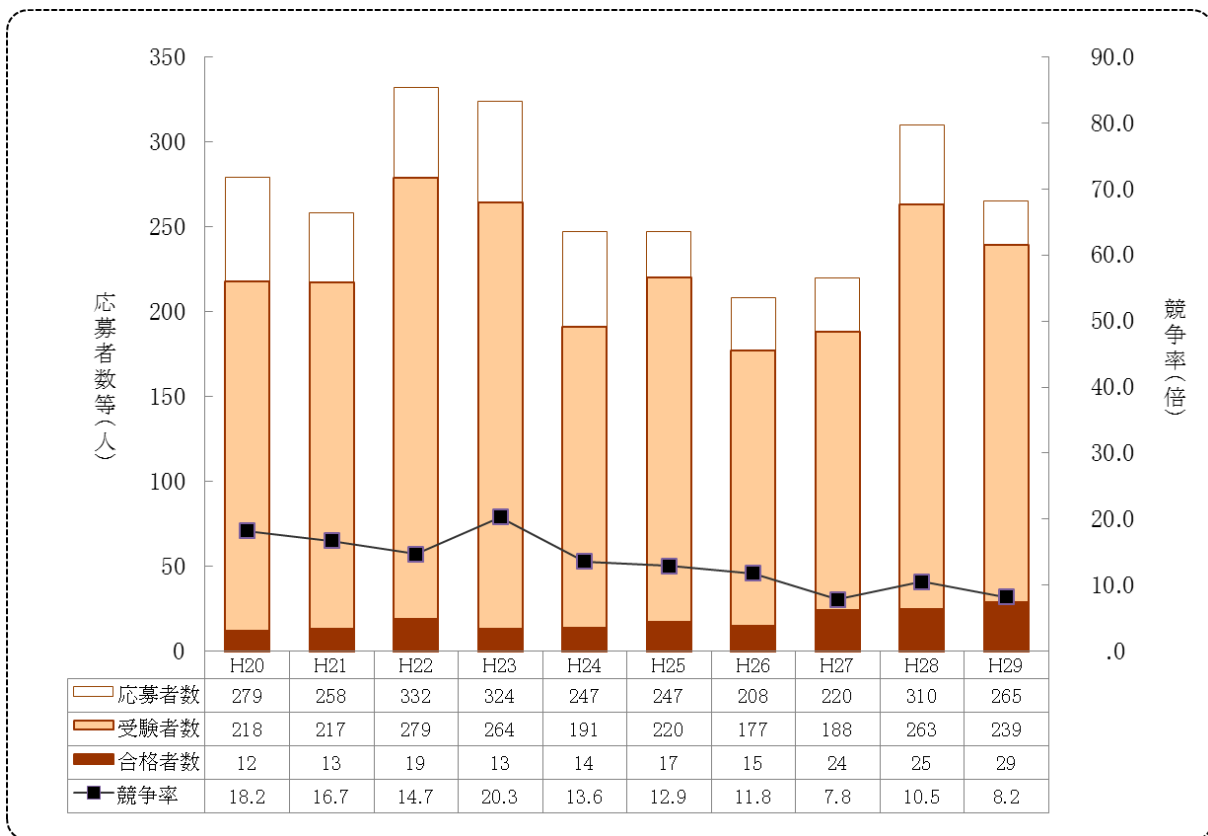


第4図 短期大学卒業程度試験における応募者数・受験者数・合格者数・競争率の推移

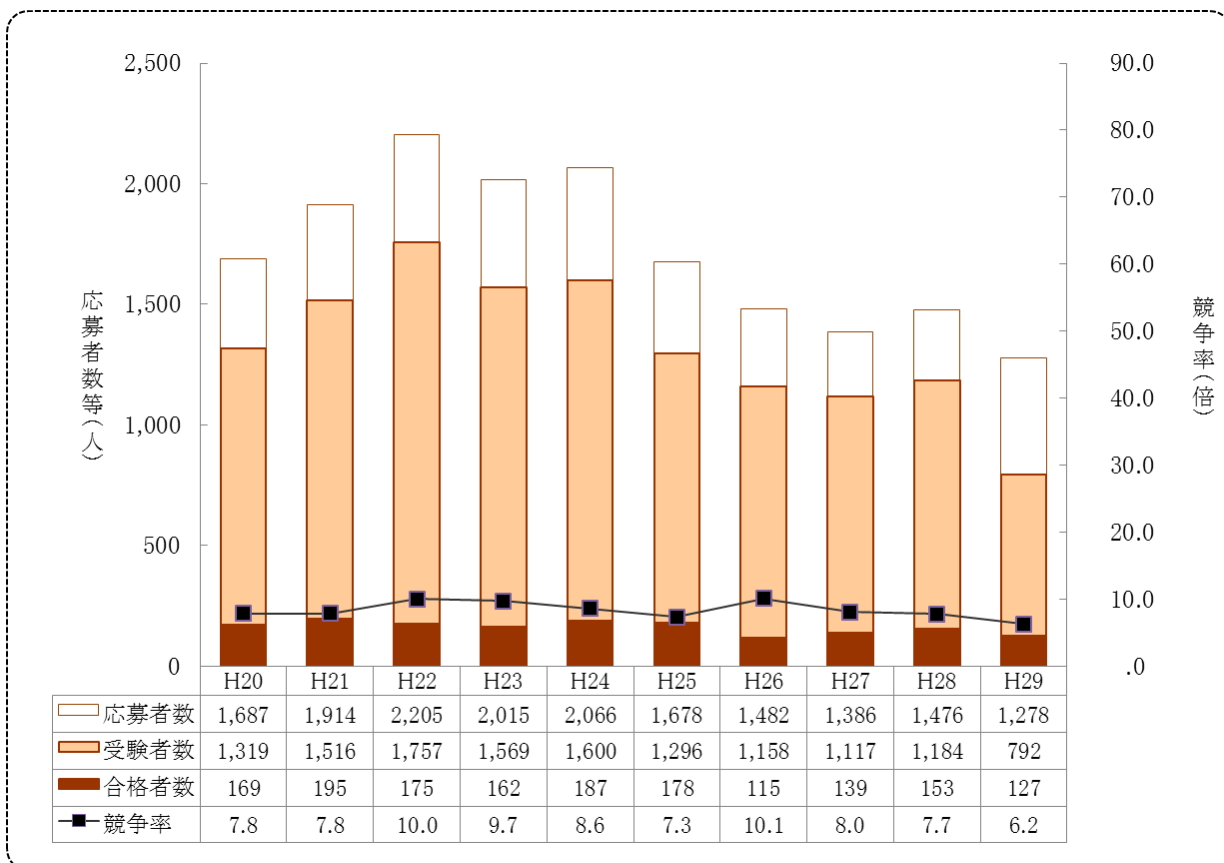
(※平成25～27年度は免許資格職(後期)を含む。平成28年度以降は免許資格職(後期)のみ。)



第5図 高等学校卒業程度試験における応募者数・受験者数・合格者数・競争率の推移



第6図 警察官採用試験における応募者数・受験者数・合格者数・競争率の推移



イ 選 考

実施状況は、第5表のとおりです。

第5表 平成29年度職員採用選考実施状況

(単位：人)

		知 事	教育委員会	警察本部長	公営企業 管理者 (企業局・病院局)	その他	計
一 般 職 員	人 事 交 流 等	部 長 級	2	0	0	0	2
		次 長 級	1	0	0	0	1
		課 長 級	2	12	3	0	17
		課長補佐級	2	3	0	0	5
		係 長 級	4	20	0	0	24
		主任主事	1	3	0	0	4
		主任技師	1	0	0	0	1
		主 事	1	6	0	0	7
		技 師	1	0	0	0	1
	資 格 職 種 等	学 芸 員	0	3	0	0	3
		航 海 士	2	0	0	0	2
		警察官A (武道指導)	0	0	2	0	2
		医 師	6	0	0	0	6
		獣 医 師	8	0	0	0	8
		理学療法士	1	0	0	0	1
		言語聴覚士	1	0	0	0	1
任期付職員		43	0	0	0	43	
小 計		76	47	5	0	128	
警 察 官	警 視	0	0	3	0	3	
	警 部	0	0	0	0	0	
	警 部 補	0	0	0	0	0	
	巡查部長	0	0	0	0	0	
	巡 査	0	0	0	0	0	
	小 計	0	0	3	0	3	
計		76	47	8	0	131	

(2) 昇 任

平成29年度に実施した職員昇任の競争試験及び選考の状況は、次のとおりです。

ア 競争試験

現在実施しているのは、警察官の警部、警部補及び巡査部長への昇任試験のみで、その実施については、警察本部長に委任しています。

なお、実施状況は第6表のとおりです。

第6表 平成29年度警察官昇任試験の実施状況

(単位：人)

区 分	受験予定者数	受験者数	最終合格者数	競争率(倍)	試験日
警 部	524	488	39	12.5	第1次 29. 5. 24 第2次 29. 6. 14 第3次 29. 7. 12 (口述・術科)
警 部 補	640	616	71	8.7	第1次 29. 5. 22 第2次 29. 6. 12 第3次 29. 7. 10 (口述・術科)
巡査部長	731	709	93	7.6	第1次 29. 9. 25 第2次 29.10. 25 第3次 29.11. 15 (口述・術科)

イ 選 考

実施状況は、第7表のとおりです。

第7表 平成29年度職員昇任選考の実施状況

(単位：人)

区分	職/任命権者	知 事	教育委員会	警察本部長	公営企業管理者 (企業局・病院局)	その他	計
一 般 職 員	部 長 級	13	0	0	0	1	14
	次 長 級	19	1	0	0	1	21
	課 長 級	46	1	0	1	0	48
	課長補佐級	94	16	3	4	0	117
	係 長 級	97	14	6	1	1	119
小 計		269	32	9	6	3	319
警察官	警 視	0	0	16	0	0	16
合 計		269	32	25	6	3	335

(3) 身体障がい者を対象とする選考試験

「障害者の雇用の促進に関する法律」の趣旨に基づき、身体障がい者の雇用促進を図るため、身体障がい者を対象とする熊本県職員採用選考試験を平成9年度から実施しています。

ア 平成29年度選考試験日程及び受験資格

受付期間 (公告日)	試験日 (合格発表日)		試験地 (試験会場)	試験の方法	受験資格
29.8.7 ～8.25 (29.6.16)	第1次試験	29.10.22 (29.11.9)	熊本市 (熊本県庁)	1 教養試験 択一式	<ul style="list-style-type: none"> 昭和57年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者(18～35歳) 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている者 通勤ができ、かつ、介護者なしに職務遂行が可能な者
	第2次試験	29.11.25 (29.12.1)	熊本市 (熊本県庁)	1 作文試験(※) 2 面接試験 ア 個別面接	

※作文試験は、第1次試験と同日に実施。

イ 平成29年度選考試験の実施状況

職種	採用 予定人員	応募者数	第1次試験		第2次試験		採用者数 (H30.4.1現在)
			受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	
一般事務	2人程度	7	6	5	5	2	2
教育事務	1人程度				4	1	1

ウ 応募者数・受験者数・合格者数の推移

	採用予定人員	応募者数	受験者数	合格者数	競争率(倍)
平成20年度	5	18	16	5	3.2
平成21年度	3	14	12	3	4.0
平成22年度	2	14	12	2	6.0
平成23年度	2	17	17	2	8.5
平成24年度	4	26	22	4	5.5
平成25年度	2	23	18	2	9.0
平成26年度	2	29	24	1	24.0
平成27年度	3	22	19	3	6.3
平成28年度	4	16	13	4	3.3
平成29年度	3	7	6	3	2.0

2 職員の給与

2 職員の給与

(1) 平成29年職員給与実態調査

平成29年職員給与実態調査の概要は、次のとおりです。

ア 調査対象職員

平成29年4月1日に在職する職員

イ 調査項目

平成29年4月分の給料、諸手当の月額及び職員数等

ウ 調査結果の概要

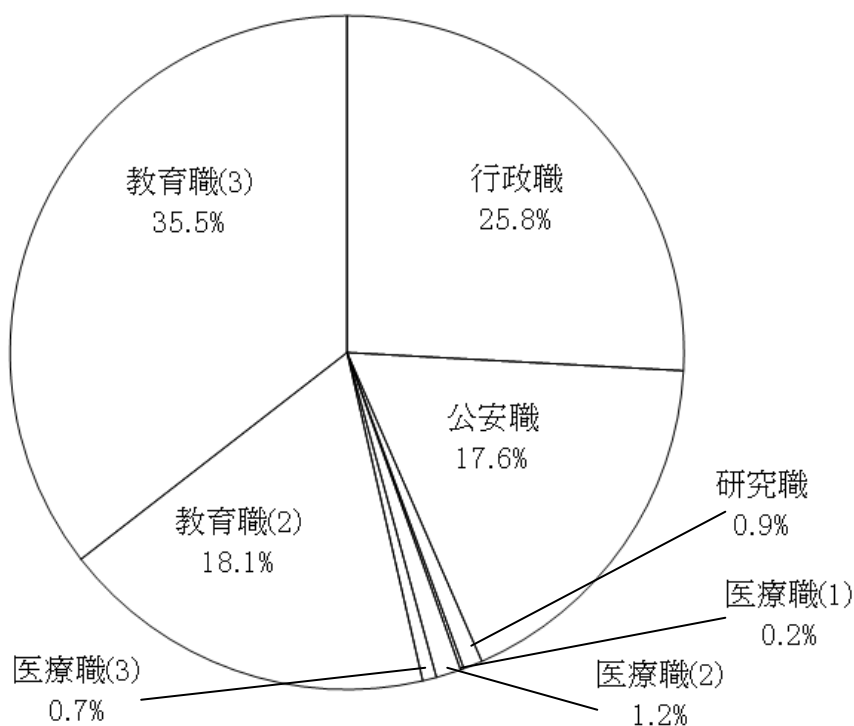
(ア) 給料表別職員数及び平均年齢

(単位：人、歳・月)

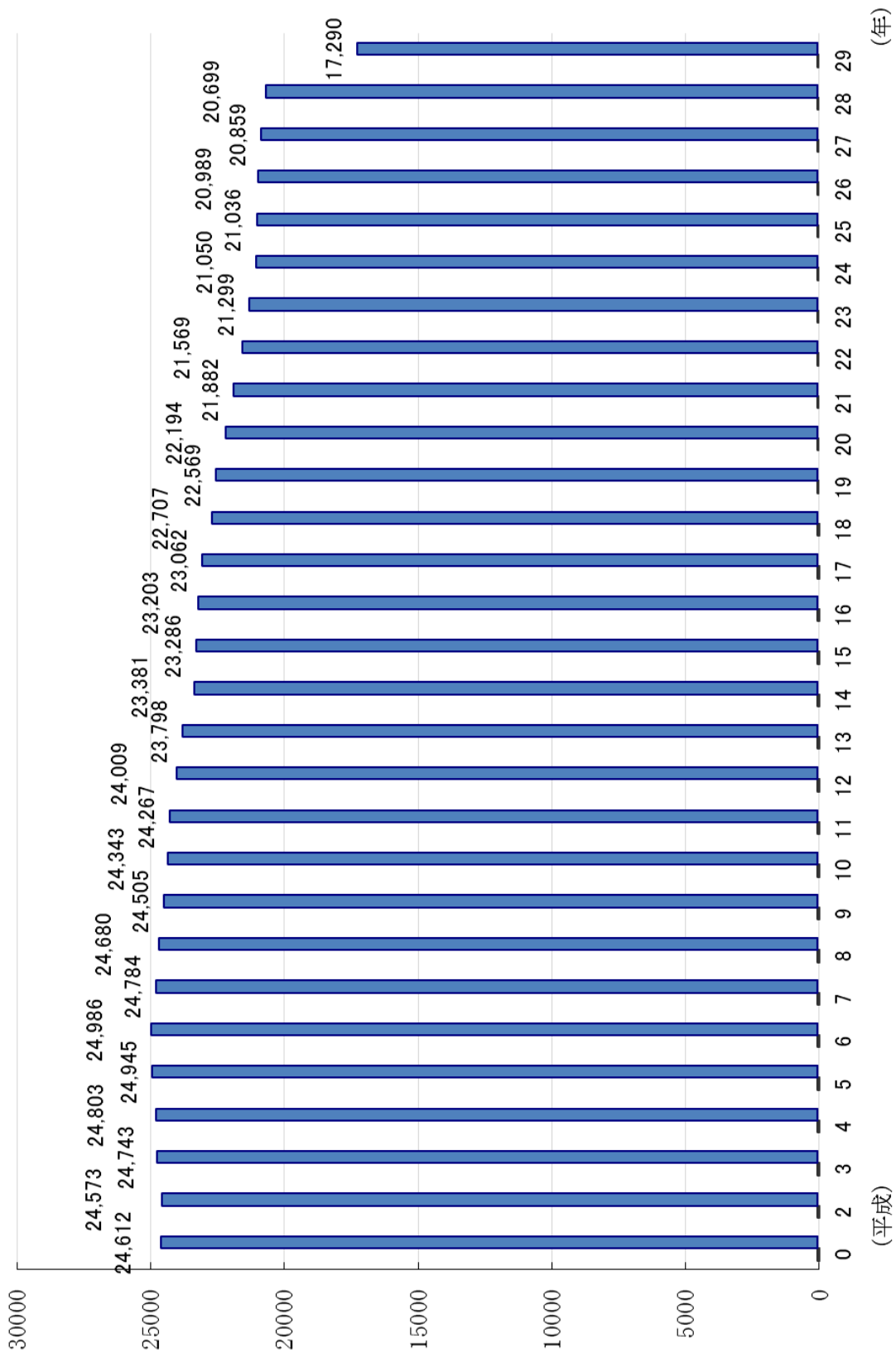
給料表	行政職	公安職	研究職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)
適用を受ける職員	事務・技術職員	警察官	研究センター・研究所等で試験研究業務等に従事する職員	医師 歯科医師	薬剤師 獣医師 栄養士等	保健師 看護師等
職員数	4,471	3,041	159	28	207	115
平均年齢	42.11	37.11	40.10	47.8	42.0	41.11

教育職(2)	教育職(3)	計
高等学校等教育職員	小・中学校教育職員	
3,129	6,140	17,290
43.7	45.9	43.2

(イ) 給料表別職員数の割合



(ウ) 職員の推移 (全職員)



※平成 29 年度からは、義務教育費国庫負担金に係る事務権限の熊本市への移譲に伴い、熊本市立小中学校及び特別支援学校(小中学部)の教職員については県費負担教職員ではなくなった。

(工) 給料表別平均給与月額

項目	平均給与月額						比較対象外 手当 (B)	合計 (A)+(B)	前年4月の平均 給与月額 [(A)に相当 するもの] (C)	対前年増減額 (A)-(C)	$\frac{(A)}{(C)} \times 100$ (%)
	給料の月額	扶養手当	管理職手当	住居手当	その他の手当	計 (A)					
行政	336,754	10,978	8,099	6,281	1,154	363,266	56,521	368,269	△ 5,003	98.6	
公安	314,828	13,824	3,024	2,853	2,465	336,994	74,295	341,318	△ 4,324	98.7	
研究	360,648	10,619	0	8,069	1,014	380,350	32,872	382,143	△ 1,793	99.5	
医療職(1)	504,068	12,161	43,632	8,579	399,560	968,000	35,956	977,763	△ 9,763	99.0	
医療職(2)	336,068	7,853	5,068	8,319	8,064	365,372	32,400	371,589	△ 6,217	98.3	
医療職(3)	336,285	3,709	1,943	5,021	261	347,219	52,248	357,633	△ 10,414	97.1	
教育職(2)	382,677	11,246	3,180	8,407	607	406,117	25,299	406,642	△ 525	99.9	
教育職(3)	386,271	9,234	6,364	5,902	1,785	409,556	18,502	414,450	△ 4,894	98.8	
計	359,272	10,821	5,606	5,964	2,230	383,893	39,928	391,987	△ 8,094	97.9	

(注) 1 給料の月額には、給料の調整額及び切替に伴う差額を含みます。なお、教育職(2)及び教育職(3)においては、このほかに教職調整額を含みます。

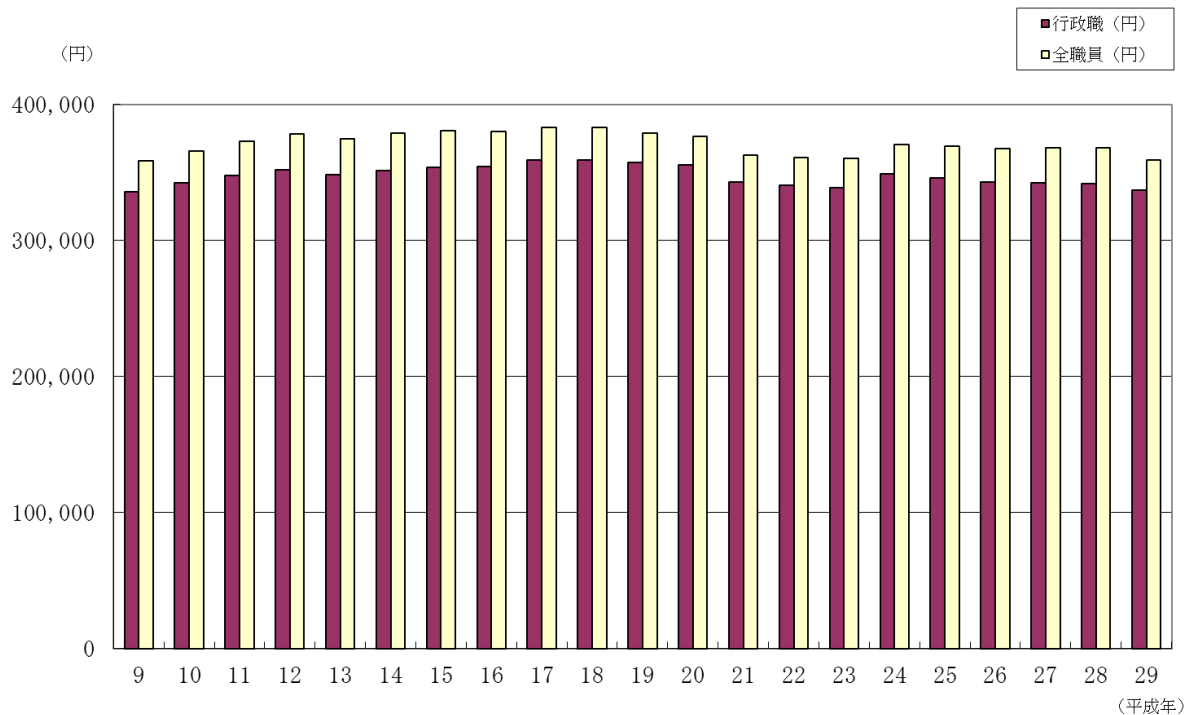
2 「その他の手当」には、地域手当(県外勤務者に支給されるものを除く。)、初任給調整手当、単身赴任手当(「準ずる手当」を含みます。)
及びへき地手当(「準ずる手当」を含みます。の合計額を計上していません。

3 「比較対象外手当」には、公民給与の比較対象となる職員給与に該当しない地域手当(県外勤務者に支給されるものに限る。)、通勤手当、単身赴任手当(加算額)、
時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿直手当、管理職員特別勤務手当、農林漁業普及指導手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、義務教育等教員特別手当
及び特殊勤務手当の合計額を計上していません。

(オ) 給料の月額（本俸）の平均額の推移

年	行政職（円）	全職員（円）
9	335,544	358,323
10	342,290	365,638
11	347,919	372,739
12	352,162	377,992
13	348,546	374,641
14	351,083	378,593
15	353,798	380,654
16	354,466	380,156
17	358,832	382,927
18	359,048	382,835
19	357,125	378,633
20	355,343	376,433
21	342,736	362,993
22	340,413	361,130
23	338,783	360,168
24	348,693	370,699
25	345,819	369,060
26	342,878	367,258
27	342,424	368,078
28	341,884	368,113
29	336,754	359,272

(注) 「給料の月額」に含むものは、前ページ(エ)の(注)の1と同じです。



(2) 平成29年職種別民間給与実態調査

平成29年職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりです。

ア 調査対象事業所

企業規模 50人以上かつ事業所規模 50人以上の県内事業所の中から層化無作為抽出法により抽出した 688 事業所（うち実地調査：218 事業所）

イ 調査項目

平成29年4月分の県内民間事業所従業員の給与等

ウ 調査結果の概要

(ア) 民間における給与改定の状況

その1 ベースアップの実施状況（事業所割合）

（単位：％）

	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース慣行なし
一般の従業員	23.2	13.7	0.0	63.1
課長級	22.1	13.6	0.0	64.3

（注）ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所も含めて集計（ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所は除外して集計）

その2 定期昇給の実施状況（事業所割合）

（単位：％）

	定期昇給制度あり					定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし
	定期昇給実施			変化なし	定期昇給 中 止		
	増額	減額	変化なし				
一般の従業員	83.9	83.2	33.9	3.4	45.9	0.7	16.1
課長級	72.5	71.2	30.0	1.3	39.9	1.3	27.5

（注）定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計

(イ) 民間における初任給の状況（事務・技術関係職種）

（単位：円）

職 種	学 歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
新卒事務員	大学卒	183,029	197,034	179,364	175,157
	短大卒	159,676	X	161,047	-
	高校卒	146,742	150,600	148,383	142,727
新卒技術者	大学卒	199,657	209,870	197,790	185,000
	短大卒	177,750	185,322	172,759	169,949
	高校卒	160,014	163,734	161,555	150,923
新卒事務員 ・技術者計	大学卒	187,961	201,770	184,360	177,675
	短大卒	170,849	180,906	165,881	169,949
	高校卒	151,838	160,278	152,042	145,224

（注）採用のある事業所の平均。また、「X」は、調査事業所が1事業所の場合です。

(ウ) 民間における家族手当の状況

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	13,825 円
配偶者と子1人	18,334 円
配偶者と子2人	22,694 円

（注）支給月額は、家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所について算出しました。

配偶者に対する家族手当を見直す予定又は見直すことについて検討中	税制及び社会保障制度の見直しの動向によっては見直すことを検討する	配偶者に対する家族手当を見直す予定がない(検討も行っていない)
4.3%	12.5%	83.2%

(注) 配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合です。

(エ) 民間における住宅手当の支給状況

支給の有無	事業所割合
支給する	52.7%
支給しない	47.3%
借家・借間居住者に対する住宅手当月額の最高支給額の中位階層	27,000円以上 28,000円未満

備 考 本県の場合、住宅手当の現行の最高支給限度額は、27,000円です。

(オ) 民間における特別給の支給状況

項	目	金額等
平均所定内給与月額	下半期 (A1)	321,447円
	上半期 (A2)	312,393円
特別給の支給額	下半期 (B1)	682,716円
	上半期 (B2)	717,664円
特別給の支給割合	下半期 (B1/A1)	2.12月分
	上半期 (B2/A2)	2.30月分
	年間計	4.42月分

(注) 「下半期」とは平成28年8月から平成29年1月まで、「上半期」とは同年2月から7月までの期間をいいます。

(3) 平成29年職員の給与等に関する報告及び勧告

人事委員会は、平成29年10月6日、県議会及び知事に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。その内容は、次のとおりです。

■ 平成29年 職員の給与等に関する報告 ■

I 職員の給与等に関する報告及び勧告についての基本的な考え

職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、地方公務員法において、社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置が講じられなければならないとされています（情勢適応の原則）。また、給与については、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を、給与以外の勤務条件については、国及び他の地方公共団体の職員との権衡を考慮して定めなければならないとされています（均衡の原則）。

人事委員会勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として、情勢適応の原則及び均衡の原則に基づき、職員の適正な勤務条件を確保するために設けられているものであり、本委員会は、毎年、県内の民間企業の給与等の状況を精確に調査、分析し、人事院が行う報告及び勧告、他の地方公共団体の職員の給与等の状況等を総合的に勘案して、報告及び勧告を行っています。

本委員会では、平成17年に、人事院が勧告した給与構造改革に準じた給料表及び昇給制度の見直し等について勧告し、平成27年は、人事院が平成26年に勧告した給与制度の総合的な見直しに準じた給料表及び地域手当等の見直しについて勧告しました。このほか、民間企業の給与水準をより精確に反映させるため、公民給与比較の対象とする企業規模を100人以上から50人以上へ拡大するなど、随時、職員の適正な勤務条件を確保するための措置を講じています。

このように、本委員会は、従来から給与制度については国に準じた見直しを行いながら、給与水準については、地域の国家公務員との均衡も考慮しつつ、毎年の職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査に基づき、地域の民間企業の給与水準との均衡を図ることを基本としています。

しかし、昨年は、熊本地震による甚大な被害と影響が生じたため、職種別民間給与実態調査の実施を見送るとともに、本県の置かれた厳しい状況を勘案した結果、月例給及び特別給の改定は行わないことが適当であると判断しました。

本年は、例年どおり職種別民間給与実態調査を実施し、この調査結果に加え、人事院勧告の内容等を総合的に勘案し検討した結果、地域の民間企業の給与水準との均衡を図ることを基本に給与改定を行うことが必要であると判断しました。

また、公務員制度改革としては、臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件を確保するため、本年5月に地方公務員法及び地方自治法の改正が行われ、平成32年4月から施行されることから、本県においても、改正法の施行に向けて、適切な対応を行う必要があります。

本委員会は、これまでも、情勢適応の原則及び均衡の原則に基づき、必要な措置について報告及び勧告を行ってきたところです。今後とも、民間給与の実態、社会情勢の動き等を的確に捉え、人事行政の中立かつ専門の機関として期待される役割を十分に果たせるよう努めて参ります。

II 職員の給与

1 職員の給与の状況（略：平成29年職員給与実態調査について記載）

2 民間の給与の状況等（略：平成29年職種別民間給与実態調査について記載）

3 職員給与と民間給与との比較

本年の職員給与と民間給与の比較を行った結果は、次のとおりです。

(1) 月例給

本委員会は、本年の職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、公務においては一般の行政事務を行っている行政職給料表適用職員について、民間においては公務の行政職給料表適用職員と類似すると認められる職種(事務・技術関係職種)の従業員について、主な給与決定要素(役職段階、年齢、学歴)を同じくすると認められる者同士の4月分の給与額(公務にあっては比較対象とする給与、民間にあってはきまって支給する給与から時間外手当及び通勤手当を除いたもの)を対比させ、精密に比較(ラスパイレス比較)を行いました。

その結果、別表第3に示すとおり、職員給与は民間給与を1,203円(0.33%)下回っています。

別表第3 公民給与の較差

民間給与(A)	職員給与(B)	較 差	
		(A) - (B)	$\frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100$
368,831 円	367,628 円	1,203 円	0.33%

(注) 1 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていません。

2 公民給与の比較については、県の行政職給料表適用職員と、公務と類似する民間職種(事務・技術関係職種)の従業員について、主な給与決定要素(役職段階、年齢、学歴)を同じくすると認められる者同士の本年4月分の給与額を対比させ、比較しています(参考1~3を参照)。

3 公民比較対象職員(新規学卒者を除く行政職給料表適用職員)の平均年齢は、43歳5月です。

(2) 特別給

本委員会は、職種別民間給与実態調査により民間の特別給(ボーナス)の過去1年間の支給実績を精確に把握し、これに職員の特別給(期末手当及び勤勉手当)の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。

本年の職種別民間給与実態調査の結果、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、別表第4[略:42頁(オ)参照]に示すとおり、所定内給与月額の4.42月分に相当しており、職員の期末手当及び勤勉手当の年間の支給月数を0.22月上回っています。

4 生計費及び物価

総務省の家計調査等を基礎として算定した本年4月の熊本市における1人世帯、2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ120,864円、184,260円、208,536円及び232,837円となっています。

また、総務省の調査による本年4月の熊本市における消費者物価指数は、昨年4月に比べて0.4%増加しています。

5 国家公務員の給与

(1) 国家公務員給与と職員給与との比較

職員の給与制度は、国家公務員に準じていますが、給与構造改革が実施された平成18年度以降、給料の月額(国は俸給の月額)に諸手当を加えた平均給与月額について、職員においては年々減少し続けています。これに対し、国家公務員の平均給与月額は、昨年まで上昇していましたが、本年初めて減少に転じました。

行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員と、これに相当する行政職給料表適用職員を比較すると、別表第5のとおり、本年4月の給料の月額(俸給の月額)の平均では、職員が国家公務員を9,981円上回っています(昨年4月現在における国家公務員の俸給の水準を100とした場合の職員の給料の水準を示すラスパイレス指数は101.8)。

これに対し、諸手当を加えた平均給与月額では、職員が国家公務員を43,091円下回っています。

(2) 人事院の報告及び勧告の概要

人事院は、本年8月8日に、国会及び内閣に対して国家公務員の給与等について報告及び勧

告を行いました。

ア 本年の給与改定

月例給については、本年4月分の国家公務員給与が民間給与を631円(0.15%)下回っているため、職員の初任給について、民間との間に差があることを踏まえ、1,000円引き上げることとし、若年層についても同程度の改定を行う一方、その他については、それぞれ400円引き上げること基本とするなど、若年層に重点を置いて俸給表の水準を引き上げています。しかしながら、給与制度の総合的見直しにおける俸給表水準の引下げに伴う経過措置額を受ける職員については、俸給表の引上げ改定を行っても実際に支給される額が増加せず、なお較差が残ることから、この較差を解消するため、給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から、同見直しにおいて平成30年度以降に予定していた本府省業務調整手当の手当額の引上げの一部を本年4月に遡及して実施することとしました。

特別給についても、民間の支給割合4.42月に見合うよう、支給月数を0.10月分引き上げることとしました。

その他、俸給表の改定に伴い、医師に対する初任給調整手当の額を引き上げることとしました。

イ 給与制度の総合的見直し

人事院は、平成26年の勧告時において、地域間の給与配分、世代間の給与配分及び職務や勤務実績に応じた給与配分の見直しを行うこととし、平成26年の給与法の改正により、平成27年4月から、俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを本格的に実施しています。

これらの俸給表及び諸手当の見直しは、平成27年度から段階的に実施するとともに、俸給表の改定に関しては、激変緩和のための経過措置(3年間の現給保障)を講じています。

この給与制度の総合的見直しについては、俸給表水準を引き下げる一方で、それにより生じた原資を用いて、段階的に諸手当の見直し等を実施することとしており、平成30年4月1日に完成することとしています。

なお、本府省業務調整手当については、アに記載のとおり、本年4月1日に遡って手当額の改定を行うこととしました。

また、平成26年の給与法の改正による、55歳を超える職員(行政職俸給表(一)6級相当以上)に対する俸給等の1.5%減額支給措置は、平成30年3月31日をもって廃止することとしました。

ウ 平成30年度において実施する事項

本府省業務調整手当の手当額について、平成30年4月1日から、係長級は基準となる俸給月額額の6%相当額に、係員級は同4%相当額に、それぞれ引き上げることとしました。

また、給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表水準の引下げに際し、職員の生活への影響を考慮して、激変を緩和するため、平成30年3月31日までの3年間に限り、経過措置を講じたことから、平成27年4月から実施する措置に要する原資を確保するために、同年1月1日の昇給における昇給号俸数を1号俸抑制しました。

本府省業務調整手当の改定をもって当初予定していた措置を全て実施することとなるため、当該経過措置の廃止等に伴って生ずる原資の残余分を用いて、若年層を中心に、平成27年1月1日に抑制された昇給の回復を行うこととしました。

具体的には、平成30年4月1日において37歳に満たない職員を対象とし、昇給抑制の状況等を考慮して、同日に1号俸上位の号俸とすることとしました。

なお、人事院は定年の引上げに向けて必要な検討を進めることとしており、その中で、60歳を超える職員の給与について、高齢層職員の能力及び経験の活用の観点から、諸状況の変化を踏まえつつ、検討を行うこととしています。

エ その他

給与に関する事項としては、上記のほかに、「住居手当」、「再任用職員の給与」、「非常勤職員の給与」等について言及しています。

このうち、住居手当については、公務員宿舎の削減等により受給者の増加が続いていること

から、今後、その動向を注視しつつ、職員の家賃負担の状況、民間における住宅手当の支給状況等を踏まえ、必要な検討を行っていくと報告しています。

再任用職員の給与については、各府省における円滑な人事管理を図る観点から、民間企業の再雇用者の給与の動向、各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえつつ、定年の引上げに向けた具体的な検討との整合性にも留意しながら、引き続き、必要な検討を行っていくと報告しています。

また、非常勤職員の給与については、常勤職員の給与との権衡をより確保し得るよう、本年7月に非常勤職員の給与に関する指針を改正し、勤勉手当に相当する給与の支給に努めることを追加するなどしており、早期に改正内容に沿った処遇の改善が行われるよう、関係府省に要請していくとともに、各府省を指導していくと報告しています。

6 本年の給与の改定

(1) 給与改定の必要性

本県においては、3で述べたとおり、本年4月分の職員給与が民間給与を1,203円(0.33%)下回っており、また、職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数が、民間の昨年8月から本年7月までの1年間の特別給の支給割合を0.22月分下回っています。

一方、人事院は、5の(2)のアに記載したとおり、本年4月分の給与の官民較差を踏まえ、俸給表水準を引き上げることとしました。その際、民間の初任給との間に差があることなどを踏まえ、初任給については1,000円、若年層についても同程度、その他についてはそれぞれ400円引き上げを基本としています。

特別給についても民間の支給割合が公務を上回っていることから、期末手当及び勤勉手当の支給月数を0.10月分引き上げる勧告を行いました。加えて、人事院は、本府省業務調整手当の手当額の引上げ及び俸給表の改定に伴い医師に対する初任給調整手当を改定する勧告を行いました。

職員給与は、情勢適応の原則のほか、国及び他の地方公共団体の職員並びに民間企業従業員との給与その他の事情を考慮して定めるとする均衡の原則を踏まえる必要があります。

本委員会は、これらの原則を踏まえ、職種別民間給与実態調査や人事院勧告の内容等を総合的に勘案し検討した結果、本年は、月例給並びに期末手当及び勤勉手当について改定を行う必要があると判断しました。

なお、月例給の改定に当たっては、本県では給与制度の総合的見直しにおける給料表水準の引下げに伴う経過措置額を受ける職員がまだ多く、人事院勧告に準じた給料表の引上げ改定を行ったとしても、なお民間給与との較差が残ることとなります。

そのため、この較差を解消し、さらに昨年勧告した扶養手当の見直しを円滑に進める観点から、同見直しにおいて平成30年度に予定されている扶養手当の子に係る手当額の引上げの一部を本年4月に遡及して実施することとしました。

これにより、民間給与との均衡が図られることとなります。

月例給並びに期末手当及び勤勉手当の改定の内容は、次の(2)のとおりです。

(2) 改定すべき事項

ア 給料表

職員の給与改定は、本県における民間給与との較差を考慮し、人事院勧告による国家公務員の給与改定に準じて実施しており、本年の行政職給料表については、初任給について2,500円、若年層についても同程度、その他についてはそれぞれ800円引き上げを基本とした改定を行います。

併せて、行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を考慮した改定を行うこととします。

なお、給料表の改定は、本年4月時点の比較に基づいて職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施することとします。

イ 扶養手当

平成32年3月31日までの間における特例のうち、平成29年4月1日から平成30年3月31

日までの間の子に係る手当の月額(職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る手当額を除く。)について、所要の改定を行うこととし、本年4月に遡及して実施します。

ウ 初任給調整手当

医師に対する初任給調整手当について、人事院勧告による国家公務員の手当の改定及び医療職給料表(1)の改定状況を勘案し、所要の改定を行うこととし、本年4月に遡及して実施します。

また、本県では獣医師に対する初任給調整手当を支給していますが、医療職給料表(2)の改定状況を勘案し、所要の改定を行うこととし、同様に本年4月に遡及して実施します。

エ 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当について、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給との均衡を図るため、支給月数を0.20月分引き上げ、4.40月分とすることとします。支給月数の引上げ分は、国の配分状況及び民間における支給状況を踏まえ、勤勉手当に配分することとし、本年度については、12月期の勤勉手当を引き上げ、平成30年度以降は6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう配分することとします。

また、再任用職員の勤勉手当並びに特定任期付職員及び任期付研究員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げることとします。

Ⅲ 職員の人事給与等に関する今後の課題

1 人事給与制度

(1) 能力及び実績に基づく人事管理の推進

国においては、国家公務員制度改革基本法に定める「能力及び実績に応じた処遇の徹底」という基本理念に基づき、人事評価の適切な実施とその結果を任免や給与等に反映する取組が進められてきました。

本県でも、各任命権者において人事評価制度を本格的に導入するとともに、同評価の昇給及び勤勉手当への反映についても、既に一部の職員では実施されており、今後、段階的に全ての職員で実施していくこととなります。

また、等級別基準職務表では、級により職務の複雑、困難及び責任の度の相違が明確であることが求められていますが、本県の同表においても、地方公務員法に規定されている職務給の原則に基づき、その格付けが適当であるか、また国や他県との均衡が保たれているかといった観点から、格付けの見直しについて検討を行う必要があると考えます。

さらに、中高一貫の県立中学校に勤務する教職員について、その職務内容及び高等学校との兼務の状況等を考慮し、適用する給料表の検討を行う必要があります。

これらの制度は、職員の人事給与制度に大きく影響を及ぼすものであることから、今後とも、職員からの信頼を得られるよう、適切な運用に努めていく必要があります。

(2) 多様で有為な人材の確保及び育成

本県は、人口減少・超高齢化といった大きな課題に直面するとともに、熊本地震からの復旧・復興を進める中、様々な課題も発生しています。採用試験を所管する本委員会に対して、各任命権者からは、多岐にわたる行政課題や行政需要に的確に対応することができる多様で有為な人材の確保を要請されているところです。他方、近年の職員採用を取り巻く環境は、受験年齢人口の減少、景気動向の影響などから人材獲得競争が激しくなっており、受験者数の確保は容易でなくなっています。

これらの状況を踏まえ、本委員会においては、より多くの受験者を本県受験に導くため、積極的な募集広報活動を実施するとともに、各任命権者との協議を重ねながら、多様で有為な人材を確保するための試験制度の改善に取り組んでいます。

平成29年度採用試験に向けては、大学・企業等が主催する就職説明会へ積極的に参加するとともに、関東・関西地域でのセミナーの実施や新たな職員採用パンフレットの作成などの取組により、県庁の仕事の魅力について、積極的なPR活動に努めました。また、試験制度についても、新たな受験者層を確保するため、大学卒業程度の専門試験に選択解答制を導入するなどの改善

を行いました。

平成 29 年度大学卒業程度の採用試験においては、民間企業の採用動向の影響などにより、応募者数は減少する結果となりましたが、受験者層に広がりが見られるなど、一定の成果も得られたところです。今後も、多様で有為な人材の確保を図るため、本委員会は、より効果的な広報活動と試験制度の改善について、各任命権者とともに検討していきます。

また、人材の育成については、これまで、各任命権者において様々な取組がなされていますが、今後新たに生じる行政課題等に的確に対応するためには、新規に採用した職員を含め、何よりも全職員の能力を最大限に活用していくことが重要です。そのため、各任命権者においては、人材育成に係る基本方針に基づき、職員の意識改革や能力向上を図るとともに人事評価制度を適切に運用するなど、長期にわたり人材育成に努めることがますます強く求められるところです。

(3) 女性職員の登用

平成 27 年9月に制定された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)に基づき、本県では、昨年3月に「熊本県特定事業主行動計画」(第3期計画)の改定や「熊本県女性の活躍推進計画」の策定を行い、職員が互いに理解し助け合い、仕事も子育ても安心してできる職場づくりの実現を目指しています。

社会の多様なニーズに迅速かつ柔軟に対応するため、多様な人材を積極的に活用しようという「ダイバーシティ」の考え方からも、女性職員が能力を発揮し、生き生きと働くことができる組織の実現は重要な課題です。

また、仕事と子育てや介護との両立に悩む職員のため、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進し、多様な働き方が選択できるような勤務環境の整備を進めることも、重要な施策であります。

各任命権者の取組によって、係長級以上の役付職員に占める女性職員の割合は年々着実に上昇していますが、今後とも、前述の計画に基づき、性別にかかわらず職員それぞれの能力を最大限に活かす人員配置やキャリア形成の支援、多様な職務機会の付与、仕事と家庭の両立ができる柔軟な勤務体制の推進、職員の意識改革等に努めながら、女性職員の登用拡大に向けた取組を進めていく必要があります。

(4) 雇用と年金の接続

国家公務員における雇用と年金の接続のための措置については、平成 28 年度からの年金支給開始年齢の 62 歳への引上げに当たって、引き続き、再任用により対応することとしていますが、政府は、本年6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針 2017」において、高齢者の就業促進に関する施策の一つとして、公務員の定年の引上げについて具体的な検討を進めることとしました。

また、人事院は、定年の引上げに伴う人事管理諸制度の見直しについて、論点整理を行うなど必要な検討を鋭意進めることとしています。

本県の再任用職員(行政職給料表適用者)の状況は、年金支給開始年齢が引き上げられた平成 28 年度以降、増加傾向にあり、今後も再任用希望者の増加が見込まれます。

本県としては、引き続き、再任用制度を適切に運用し、国における定年の引上げに伴う人事管理諸制度の検討状況を注視しつつ、今後とも、雇用と年金の接続について、検討を行っていく必要があります。

2 働き方改革と勤務環境の整備

職員の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進していくためには、全庁的に職員の「働き方改革」を進め、健康で豊かな生活のための時間を確保できるよう勤務環境の整備が重要です。

(1) 総実勤務時間の縮減

ア 時間外勤務

平成 28 年度は、熊本地震からの復旧・復興への取組のほか、12 月に発生した鳥インフルエンザへの対応などから、職員の時間外勤務が全庁的に増加しました。熊本地震から1年以上が経過した現在でも、復旧・復興業務に直接対応している所属を中心に、長時間勤務が継続し、

恒常化しつつあります。

民間企業の長時間労働の是正については、本年3月に決定された「働き方改革実行計画」（働き方改革実現会議決定）に基づき、時間外労働の上限規制を始めとする労働制度の抜本改革が進められています。長時間労働の是正の問題は、国を挙げて取り組まれ、その重要性はかつてなく高まっています。本県においても、長時間労働を是正し、職員の心身の健康保持及び仕事と家庭生活の両立を図ることは、震災からの復旧・復興を進めるためにも必要不可欠なことです。

各任命権者においては、管理監督者への研修・指導、職員の意識改革等といった通常の実施に加え、厚生労働省が本年1月に定めた「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を踏まえた労働時間の管理に係る取組や、繁忙な部署への弾力的な人員配置など、時間外勤務の縮減を組織的により一層進める必要があります。

管理監督者においては、勤務時間の正確な把握と適正な管理を行うことは自らの責務であることを改めて強く認識し、業務の合理化・削減に徹底して取り組む必要があります。

さらに、各所属においては、所管する事務事業について管理監督者と職員が日頃から意見交換を図り、長時間勤務のリスクや業務の効率化に対する意識を共有し、職員の働き方の見直しにつながる取組を共同で進めていくことが重要です。業務の取捨選択や優先順位の明確化、時間外勤務予定を事前に確認しながら業務の過程を見直していくことは、時間外勤務の縮減のみではなく、良好な勤務環境の維持につながると考えます。

イ 教職員の勤務時間

教育委員会においては、「教職員の総実勤務時間の縮減に係る指針」に基づき、業務の適切な配分、定時退勤の推進、部活動休養日の設定、事務改善及び会議の簡素化・効率化などに取り組まれています。しかし、このような対策に取り組まれてもなお、長時間勤務を行う教職員が多い現状があります。

言うまでもなく、学校現場における総実勤務時間の縮減には、管理監督者はもちろん、教職員一人ひとりの意識改革が重要です。

特に管理監督者は、教職員の勤務時間を客観的に把握した上で、業務量を適正に管理する必要があります。

今後は、教職員の負担軽減に向けた実効性のある取組を更に進めるとともに、「学校における働き方改革」に関する国の動向等を注視しながら、服務監督権者である市町村教育委員会と連携し、総実勤務時間の縮減に向けて取り組んでいかなければなりません。

ウ 年次有給休暇の取得

年次有給休暇の取得は、健康で豊かな生活のための時間を確保し、職員の健康を維持するという観点から重要です。

各任命権者においては、年次有給休暇の計画的取得を推奨し、併せて職員への意識啓発を積極的に行うとともに、管理監督者においては、職員一人ひとりに対する適切な業務マネジメントや年次有給休暇の率先取得等を行うなど、復旧・復興業務が続く中においても職員がより一層年次有給休暇を計画的に取得しやすい環境づくりに努める必要があります。

(2) 職員の健康管理

職員の心身の健康管理については、「からだの健康管理としての生活習慣病の予防」及び「心の健康管理としてのメンタルヘルス対策」が二つの柱です。

各任命権者においては、生活習慣病等の早期発見のための各種健康診断や生活習慣改善のための特定保健指導等の実施、また、メンタルヘルス対策のための心の健康づくり計画の策定や各種研修の実施、相談体制の整備等に積極的に取り組まれています。

ただし、全休職者の約7割が心の疾病を理由としており、心の健康管理に対しては、きめ細かな対応が必要です。

各任命権者においては、平成27年12月から義務付けられたストレスチェック制度及び同制度を含むメンタルヘルスの総合的な取組によって、職員自身のストレスへの気付きを促し、メンタルヘルス不調を未然に防止するよう努められていますが、熊本地震から1年以上が経過し、職員の疲労蓄積の顕在化等による心身の健康への影響も懸念されるため、引き続き、メンタルヘルス

対策に積極的に取り組むことが求められています。

管理監督者においては、職員との会話や日常の仕事ぶりから、職員の健康状態を把握するように努め、必要に応じて健康サポートセンターなどに相談、協力して問題解決に当たることが求められます。また、職場における具体的なストレス要因を把握し、適宜改善に努めることも重要です。

職員においては、ストレスチェックの結果等から、自らのストレス傾向を把握し、ストレスに早めに気付くよう努めるとともに、健康サポートセンターのほか、家族、上司、同僚などに相談し、自らの心身の健康管理には自ら対処するといった心構えが必要です。

病気休職者の円滑な職場復帰に向けては、職場復帰支援手引等に基づき、管理監督者が中心となって業務内容、勤務環境等に配慮されており、また、復職支援休暇の活用等も行われているところです。今後とも職場復帰後の状況把握、定期相談の実施、業務遂行能力の回復の支援など、継続的なフォローアップに努めていく必要があります。

(3) 両立支援の推進及びハラスメントの防止

ア 両立支援の推進

職員が、仕事と生活の調和を図りながら、その能力を十分に発揮するためには、制度面の整備だけでなく、周りの職員の理解と協力が得られる職場づくりを含めた良好で働きやすい勤務環境の整備が不可欠です。

特に育児や介護を行う必要のある職員に対しては、両立支援の取組を推進していくことが重要であり、本県においては、育児休業や介護休暇制度など、育児や介護と仕事との両立支援の制度を整備してきたところです。

一方、各任命権者においては、昨年3月に熊本県特定事業主行動計画等を改定し、安心して子育てできる職場づくりに関する目標設定などを行いました。しかし、男性職員の育児休業等の取得率は依然として低い状況にあります。同計画を推進していく上では、女性の活躍推進への取組のほか、男性職員においても育児休業、育児参加のための休暇などの両立支援制度をより積極的に活用できるよう、更なる周知・啓発を行い、性別にかかわらず育児参加しやすい職場づくりを引き続き進めることが重要です。

また、団塊世代が70歳台に達し始め、本県では県民の約3割が65歳以上の高齢者という状況のもと、今後、介護休暇の取得者の増加が予想されます。そのような中、職員が介護と仕事を両立できる勤務環境を整備していくことは、より一層重要になってきます。

各任命権者においては、今後も、各種制度の周知徹底を図るとともに、育児休業、介護休暇等を取得しやすい職場づくりに向けて、管理監督者等の意識改革などに引き続き取り組む必要があります。

イ ハラスメントの防止

セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等のハラスメントは、職員の心身に支障を及ぼし職場の環境を悪化させるだけでなく、職務能率や職場秩序に影響を与える点からも看過できない問題です。

昨年度は、民間や国における措置を踏まえ、各任命権者において、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に係る規定の整備が行われました。

今後も、管理監督者を対象とした研修や各所属内での研修などを通じて、相談体制の周知やハラスメント防止のための啓発を図る必要があります。また、管理監督者においては、ハラスメントのない職場づくりに向け、職員が相談しやすい勤務環境の整備に取り組むことが重要です。

(4) 柔軟で多様な働き方に関する検討

人口構造が急激に変化する中、職員の働く意欲に応え、それぞれがその能力を遺憾なく発揮するためには、柔軟で多様な働き方ができる環境を実現することは重要な課題です。

国は、昨年4月から、フレックスタイム制の適用を原則として全職員に拡充するとともに、テレワークの環境整備など柔軟で多様な働き方を推進してきました。また、本年の人事院報告においては、長時間労働是正の観点から、民間労働法制の動向等も踏まえ超過勤務の多い職員の健康への更なる配慮として必要な措置について検討を行うとともに、勤務間インターバル制についても、

民間における導入状況等を注視していくとしています。

一方、本県では、熊本地震からの復旧業務に継続的に対応するため、各任命権者が従前から実施している特例勤務制度を試行的に拡大し、勤務時間帯の弾力化を図りました。これにより、職員による同制度の理解及び活用が進んでいると考えられます。

今後、復旧・復興業務が続く中、本県にふさわしい柔軟で多様な働き方については、本県の現状や職員のニーズなどを踏まえ、国に準じたフレックスタイム制のほか、前述した特例勤務制度をより柔軟に運用する案なども含めて、更に検討を行っていくことが適当であると考えます。

また、テレワークについては、任命権者において、サテライトオフィスの設置やリモートアクセスの構築等を進めていますが、更なる業務効率化及び長時間労働是正の観点から、職員のニーズを踏まえた上で、運用の見直しや対象範囲の拡大等を行っていくことが求められています。

3 危機発生時の勤務条件

平成 24 年の熊本広域大水害、平成 26 年及び 28 年の高病原性鳥インフルエンザ、そして平成 28 年 4 月の熊本地震と、近年本県では不測の事態が続発しており、その都度、県として迅速かつ的確に対応することが求められています。

なかでも、昨年 4 月に発生した熊本地震は、これまで経験したことのない大規模な災害であり、多くの職員が発災直後の応急対応業務に従事し、現在も地震からの復旧・復興に向けた業務に精力的に従事しています。

各任命権者においては、これらの業務に専念できるようにするため、これまでの危機発生時の対応を活かしながら、特例勤務の活用や週休日の振替期間の拡大、業務の実態を踏まえた給与関係規程の整備など、職員の勤務条件に関する所要の措置を速やかに講じられました。また、職員の弾力的な配置、代替・応援職員の確保に加え、職員の健康管理体制の強化など、職員や職場の負担軽減及び勤務環境の整備についても速やかに取り組まれました。

不測の事態に対応する職員にあっては、勤務環境が大きく変化し、慣れない業務に従事すること等により、疲労の蓄積やストレスの増加などが懸念されます。

各任命権者においては、熊本地震等での対応を踏まえ、事業継続計画 (BCP) を整備し、不測の事態発生時における職員の勤務条件及び勤務環境の適正な確保について、引き続き取り組んでいく必要があります。

また、職員が被災地域の復旧支援等のため、災害ボランティアに参加することも考えられます。各任命権者においては、職員に対するボランティア活動の啓発及びボランティア活動関連の特別休暇制度の周知等を行い、公務の運営に支障のない範囲内で、ボランティア活動に参加できるよう配慮する必要があります。

4 臨時職員の勤務条件

臨時職員の勤務条件については、基本的には各任命権者で措置されていますが、職員との均衡及び勤務の内容を踏まえ、さらに適切なものとなるよう、各任命権者において引き続き検討する必要があります。

なお、臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件を確保するため、本年 5 月に、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」が公布されました。

改正法の内容は、一般職の会計年度任用職員制度を創設し、任用、服務規律等の整備を図るとともに、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化を行い、会計年度任用職員制度への必要な移行を図るものとなっており、平成 32 年 4 月 1 日に施行されます。

本県においても、改正法の趣旨に則り、適切な対応を行う必要があります。

5 県民からの信頼の確保

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務するものであり、また、職員には、勤務時間の内外を問わず、公務員としての高い倫理意識が求められています。各任命権者においても、職員の倫理意識の向上を図るための様々な取組が行われていますが、飲酒運転や交通事故など、県民の信頼を著しく損なう不祥事の発生が依然としてなくならない状況にあります。

本県では、職員の法令遵守意識の向上等に向けて、「熊本県職員行動規範」を定めていますが、職員一人ひとりが改めて全体の奉仕者としての自覚を強く持ち、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識する必要があります。

各任命権者においては、平素からの指導の更なる徹底、一般職員及び管理監督者に対する研修の改善強化などを図り、綱紀の保持にこれまで以上に万全を期し、県民からの信頼の確保に努めていくことが重要です。

IV 給与等に関する勧告実施の要請

人事委員会勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、地方公務員法に定める情勢適応の原則及び均衡の原則に基づき、職員の適正な勤務条件を確保するためのものです。

これらの原則が正しく適用されることが、職員の努力及び実績に的確に報いることになるとともに、有為な人材の確保、労使関係の安定等をもたらす、行政の効率的、安定的な運営に寄与するものであると考えます。

本年は、民間給与の状況、人事院の報告及び勧告並びに他の都道府県の動向等を総合的に勘案した結果、月例給については、地域の民間給与との均衡を図るため、給料表の改定を行うとともに、給料表の引上げ改定を行っても民間給与との較差が残るため、扶養手当の子に係る手当額を引き上げることとしました。また、給料表の改定に伴い、医師及び獣医師に対する初任給調整手当を引き上げることとし、期末手当及び勤勉手当についても、民間に見合うよう年間の支給月数を引き上げることを勧告することとしました。

議会及び知事におかれましては、勧告制度の意義及びそれが果たしている役割に深く御理解をいただき、別紙第2の勧告どおり速やかに実施されるよう要請いたします。

■ 平成29年 職員の給与等に関する勧告 ■

本委員会は、別紙第1の報告[前掲]に基づき、職員の給与について次のとおり勧告します。

1 給料表の改定について

現行の給料表を別記第1(特定任期付職員に適用される給料表にあつては別記第2、任期付研究員に適用される給料表にあつては別記第3)のとおり改定すること。

2 諸手当の改定について

(1) 扶養手当について

平成32年3月31日までの間における特例のうち、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間の子に係る手当の月額(職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る手当額を除く。)を1人につき7,000円とすること。

(2) 初任給調整手当について

ア 医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を414,300円とすること。

イ 医療職給料表(2)の適用を受ける獣医師に対する支給月額を30,400円とすること。

(3) 期末手当及び勤勉手当について

ア 平成29年12月期の支給割合

(ア) (イ)及び(ウ)以外の職員

勤勉手当の支給割合を1.0月分(特定幹部職員は、1.2月分)とすること。

(イ) 再任用職員

勤勉手当の支給割合を0.475月分(特定幹部職員は、0.575月分)とすること。

(ウ) 特定任期付職員及び任期付研究員

期末手当の支給割合を1.725月分とすること。

イ 平成30年6月期以降の支給割合

(ア) (イ)及び(ウ)以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.9月分(特定幹部職員にあつては、1.1月分)とすること。

(イ) 再任用職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.425月分(特定幹部職員にあつては、0.525月分)とすること。

(ウ) 特定任期付職員及び任期付研究員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月分とすること。

3 改定の実施時期

この改定は、平成29年4月1日から実施すること。ただし、2の(3)のアについては平成29年12月1日から、2の(3)のイについては平成30年4月1日から実施すること。

(4) 平成29年給与の改定(参考)

人事委員会報告及び勧告に基づき、次のとおり給与の改定が行われました。

- ① 各給料表の引上げ改定 [平成29年4月1日遡及適用]
- ② 子に係る扶養手当の手当額の引上げ改定 [平成29年4月1日遡及適用]
- ③ 医師及び獣医師に対する初任給調整手当の引上げ改定 [平成29年4月1日遡及適用]

- ④ 期末手当・勤勉手当の支給月数の引上げ
(H29年12月期の支給月数の引上げ [平成29年12月1日遡及適用]
/H30年6月期以降の支給月数の配分見直し [平成30年4月1日施行])

3 条例・規則等

3 条例・規則等

(1) 条例案に対する人事委員会の意見
 県議会から求められた条例案についての意見

意見表明年月日	議案番号	条 例 案 名	内 容
29.6.9	第4号	熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	<p>本議会に提案されました議案第4号につきまして、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき人事委員会の意見を申し述べます。</p> <p>議案第4号につきましては、保育所等における保育の実施の申込みを行っているが、その実施が行われない場合においても再度の育児休業等を行うことができるようにするため、国家公務員に準じて関係規定を整備するものであり、適当であると考えます。</p>
29.9.7	第3号	熊本県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例	<p>本議会に提案されました議案第3号につきまして、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき人事委員会の意見を申し述べます。</p> <p>議案第3号につきましては、雇用保険法等の一部改正に伴い、国家公務員退職手当法の改正内容に準じ、関係規定を整備するものであり、適当であると考えます。</p>
29.12.6	第48号 第49号 第50号	<p>熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例</p> <p>熊本県職員等退職手当支給条例等の一部を改正する条例</p> <p>東日本大震災に対処するための熊本県警察の職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>本議会に追加提案されました議案第48号、議案第49号及び議案第50号について、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき人事委員会の意見を申し述べます。</p> <p>議案第48号については、本委員会が本年10月に議会及び知事に対して行いました職員の給与等に関する報告及び勧告の内容に沿って、地域の民間給与との均衡を図るため、平成29年4月に遡って給料表の引上げ改定を行うもの等であり、適当であると考えます。</p> <p>議案第49号については、国家公務員の退職手当の支給水準との均衡を図るため、国に準じて職員の退職手当の支給水準を見直すものであり、適当であると考えます。</p> <p>議案第50号については、東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するため、国に準じて特殊勤務手当の特例を定めるものであり、適当であると考えます。</p>

30.2.21	第68号	熊本県職員の分限に関する条例の一部を改正する条例	議案に提案されました議案第68号、議案第69号及び議案第97号について、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき人事委員会の意見を申し述べます。 議案第68号については、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の降給に関する規定を整備するものであり、適当であると考えます。
	第69号	熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例	議案第69号については、本委員会が昨年10月に議会及び知事に対して行いました「職員の給与等に関する報告及び勧告」の内容に沿って、等級別基準職務表の改正を行うものであり、適当であると考えます。
	第97号	熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	議案第97号については、議案第69号と同様、昨年10月の「職員の給与等に関する報告及び勧告」の内容に沿って、県立中学校に勤務する教員の適用給料表を見直すもの及び、義務教育費国庫負担金の算定方法の見直しに伴い、教員特殊業務手当の改定を行うものであり、適当であると考えます。

(2) 規則等の制定・改廃

ア 規則

規則番号	公布年月日	規則名	概要
第17号	29.6.2	熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	熊本県に公平委員会の事務を委託している上天草市他3市町の組織改編等に伴い、規則の一部改正を行った。 (29.6.2 施行)
第18号	29.9.5	熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	熊本県に公平委員会の事務を委託している宇城市の組織改編等に伴い、規則の一部改正を行った。 (29.9.5 施行)
第19号	29.9.26	熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	警察署の名称変更に伴い、規定の整理を行った。 (29.10.1 施行)
第20号	29.9.29	熊本県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	一般土木及び農業土木を職種統合し、総合土木を新設することに伴い、規則の改正を行った。 (30.4.1 施行)
第21号	29.12.8	熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	人事評価結果の勤勉手当への反映に伴い、規則の改正を行った。 (29.12.8 施行)

第22号	29.12.25	熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	人事評価の昇給への反映及び平成29年給与改定（給料表の改定）に伴い、規則の改正を行った。 (30.1.1 施行)
第23号	29.12.25	熊本県職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	平成29年給与改定（初任給調整手当の改定）に伴い、同手当の月額を定める別表の改正を行った。 (29.12.25 施行)
第24号	29.12.25	熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	平成29年給与改定（勤勉手当の改定）に伴い、勤勉手当の成績率の上限を改正した。 (29.12.15 施行)
第25号	29.12.25	東日本大震災に対処するための熊本県警察の職員の特殊勤務手当の特例に関する規則の一部を改正する規則	東日本大震災に対処するための熊本県警察の職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の改正に伴い、規則の改正を行った。 (29.12.25 施行)
第1号	30.1.30	熊本県人事委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則	熊本県個人情報保護条例の一部改正に伴い、要配慮個人情報に該当する記述等の内容について規定する等、関係規定の整備を行った。 (30.1.30 施行)
第2号	30.3.23	平成28年改正条例の施行による給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則	平成28年給与制度の総合的見直しに係る経過措置の延長に伴い、規定の整備を行った。 (30.4.1 施行)
第3号	30.3.23	熊本県へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則	へき地指定学校の統廃合に伴い、規定の整備を行った。 (30.4.1 施行)
第4号	30.3.30	熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	降給（降格・降号）、公安職格付け変更、県の組織改編・人事異動に伴う職名の変更等、関係規定の整備を行った。 (30.4.1 施行)
第5号	30.3.30	給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則	県立中学校勤務の教員に適用する給料表の見直しに係る規定の整備を行った。 (30.4.1 施行)
第6号	30.3.30	熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	北合志警察署新設並びに県の組織改編及び人事異動に伴い、管理職手当が支給される職名、支給区分等に係る規定の整備を行った。 (第1条の規定：30.3.30 施行、第2条の規定：30.4.1 施行)
第7号	30.3.30	熊本県職員の特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則	平成23年給料減額改定に係る特例規定の削除等の規定の整備を行った。 (30.4.1 施行)

第8号	30.3.30	熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	平成23年給料減額改定に係る特例規定の削除に伴う項ずれ等の規定の整備を行った。 (30.4.1 施行)
第9号	30.3.30	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	知事部局の組織改正に伴い、管理職員等の範囲について規定の整備を行った。 (30.4.1 施行)
第10号	30.3.30	熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	熊本県に公平委員会の事務を委託している天草市他5市町村の組織改編等に伴い、規則の一部改正を行った。 (30.4.1 施行)

イ 告 示

告示番号	公布年月日	告 示 名	概 要
		該当なし	

4 公平审查

4 公平審査

(1) 勤務条件に関する措置要求の係属状況

区 分		平成 28 年度末の 係 属 件 数	平成 29 年度中の 要 求 件 数	平成 29 年度中の 終 結 件 数	平成 30 年度への 繰 越 件 数
県 職 員	給 与	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
	休 暇	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
	その他	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
	計	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
受託市町村等 職 員		0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
合 計		0(0)	0(0)	0(0)	0(0)

数値は要求者数であり、() 内は事案数である。

(2) 不利益処分についての審査請求（不服申立て）の係属状況

区 分		平成 28 年度末の 係 属 件 数	平成 29 年度中の 申 立 件 数	平成 29 年度中の 終 結 件 数	平成 30 年度への 繰 越 件 数
県 職 員	懲戒処分	3(3)	0(0)	2(2)	1(1)
	分限処分	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
	その他	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
	計	3(3)	0(0)	2(2)	1(1)
受託市町村等 職 員	懲戒処分	0(0)	1(1)	0(0)	1(1)
	分限処分	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
	そ の 他	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
	計	0(0)	1(1)	0(0)	1(1)
合 計		3(3)	1(1)	2(2)	2(2)

数値は、申立者数であり、() 内は事案数である。

(3) 不利益処分についての審査請求（不服申立て）の審査の状況（平成 29 年度）

事 案 名	審 査 の 状 況
平成 27 年（人不）第 1 号事案（平成 27. 2. 18 申立て）	第 3 回口頭審理（平成 29. 4. 17） 第 4 回口頭審理（平成 29. 6. 1） 裁決（平成 29. 7. 19）
平成 28 年（人不）第 1 号事案（平成 28. 5. 6 申立て）	裁決（平成 29. 6. 29）
平成 28 年（人不）第 2 号事案（平成 28. 12. 9 請求）	準備手続（平成 29. 12. 18） 第 1 回口頭審理（平成 30. 2. 7） 第 2 回口頭審理（平成 30. 2. 19）
平成 29 年（人不）第 1 号事案（平成 29. 6. 12 請求）	準備手続（平成 29. 11. 29） 第 1 回口頭審理（平成 30. 1. 30） 第 2 回口頭審理（平成 30. 3. 22）

(4) 苦情相談の処理状況（平成 29 年度）

区分	処理件数（件）
県職員	10
受託市町村等職員	7

5 職員団体

5 職員団体

(1) 職員団体の登録

	県関係分	受託市町村等分	計
平成 28 年度末登録団体数	11	29	40
平成 29 年度解散届受理団体数	0	0	0
平成 29 年度新規登録団体数	0	0	0
平成 29 年度末登録団体数	11	29	40
記載事項(役員)変更届出書受理団体数	9	27	36
規約変更届出書受理団体数	2	3	5

(2) 登録職員団体一覧表（県関係分） （平成 30 年 3 月 31 日現在）

職員団体の名称	登録年月日	法人申出の有無
自治労熊本県職員労働組合	昭和 41. 10. 11	無
熊本県教職員組合	41. 10. 11	有
熊本県高等学校教職員組合	41. 10. 11	有
熊本県菊池教職員組合	41. 10. 11	有
熊本県阿蘇教職員組合	41. 12. 24	有
熊本県宇城教職員組合	52. 7. 28	有
熊本県八代教職員組合	53. 3. 2	有
熊本県学校事務労働組合	56. 10. 29	無
熊本県人吉球磨教職員組合	59. 5. 31	有
熊本県水俣芦北教職員組合	平成 5. 9. 27	有
熊本県教職員組合上益城支部	5. 11. 18	有

(3) 登録職員団体一覧表（受託市町村等分）
（平成30年3月31日現在）

職員団体の名称	登録年月日	法人申出の有無
錦町職員組合	昭和 41. 10. 11	無
和水町職員組合	41. 10. 11	無
御船町役場職員組合	41. 10. 11	無
南関町職員組合	41. 10. 11	無
水上村役場職員組合	41. 10. 11	無
多良木町役場職員組合	41. 10. 11	無
津奈木町職員組合	41. 10. 11	無
阿蘇市職員労働組合	41. 10. 11	無
大津町役場職員組合	41. 10. 11	無
荅北町職員組合	41. 10. 11	無
天草市職員労働組合	41. 10. 11	有
自治労山都町職員組合	41. 10. 11	有
宇城市職員労働組合	41. 10. 11	無
美里町職員組合	41. 10. 11	無
山江村職員組合	41. 10. 11	無
南阿蘇村職員組合	42. 8. 3	無
相良村職員組合	42. 8. 3	無
南小国町職員組合	42. 8. 3	無
益城町職員組合	42. 8. 30	無
五木村職員組合	48. 5. 1	無
合志市職員組合	57. 8. 5	無
西原村役場職員組合	平成 3. 12. 11	無

職員団体の名称	登録年月日	法人申出の有無
上天草市職員組合	平成 16. 12. 27	無
芦北町自治職員労働組合	17. 5. 13	無
小国町職員組合	19. 12. 25	無
長洲町職員組合	24. 9. 6	無
玉東町職員組合	24. 11. 7	無
自治労球磨村役場職員組合	25. 6. 19	無
あさぎり町役場職員組合	26. 12. 4	無

(4) 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律に基づく規約認証
(平成 30 年 3 月 31 日現在)

団体名	認証年月日
全日本自治団体労働組合熊本県本部	平成 7. 12. 18

6 公平委員会の事務の受託

6 公平委員会の事務の受託

区 分	市町村等の別	受 託 団 体 数	職員団体登録数	管理職員等の範囲を定めている 団 体 数
平成28年度末の 受 託 団 体 数	市	6	5	6
	町 村	31	24	31
	一部事務組合	20		15
	広 域 連 合	5		4
	計	62	29	56
平成29年度中の 新規受託団体数	市			
	町 村			
	一部事務組合			
	広 域 連 合			
	計			
平成29年度中の 受託廃止団体数	市			
	町 村			
	一部事務組合			
	広 域 連 合			
	計			
平成29年度末の 受 託 団 体 数	市	6	5	6
	町 村	31	24	31
	一部事務組合	20		15
	広 域 連 合	5		4
	計	62	29	56
(参考) 平成 29 年度末の団体数 14 市 31 町村 26 一部事務組合 5 広域連合				

7 労働基準監督機関の職権行使

7 労働基準監督機関の職権行使

(1) 労働基準法別表第一各号区分一覧表

(平成30年3月31日現在)

法別表第一の号別	業種	事業所名	労働基準監督機関
第12号	教育・研究業	<ul style="list-style-type: none"> ・消防学校 ・保健環境科学研究所 ・産業技術センター ・技術短期大学校 ・農業研究センター（矢部試験地を含む。） ・農業研究センター各研究所 ・林業研究指導所 ・県立図書館 ・生涯学習推進センター ・各少年自然の家 ・県立美術館 ・装飾古墳館（歴史公園鞠智城・温故創生館を含む。） ・各県立学校（分校を含む。） ・博物館ネットワークセンター ・消費生活センター ・高等技術専門校 ・農業大学校（阿蘇校舎を含む。） ・水産研究センター ・教育センター ・天草青年の家 ・あしきた青少年の家 ・警察学校 	人事委員会
第13号	保健衛生業	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域振興局保健福祉環境部 ・こども総合療育センター ・清水が丘学園 ・精神保健福祉センター 	労働局・労働基準監督署
法別表第一に掲げる事業以外の官公署		<ul style="list-style-type: none"> ・本庁知事部局 ・各広域本部（県央広域本部、広域本部が置かれない各地域振興局、県北広域本部農林水産部水産課、地域振興局保健福祉環境部を除く。） ・広域本部が置かれない各地域振興局（保健福祉環境部及び上益城地域振興局土木部を除く。玉名地域振興局には県北広域本部農林水産部水産課を含む。） ・県央広域本部税務部 ・熊本土木事務所 ・自動車税事務所 ・東京事務所 ・八代児童相談所 ・環境センター ・大阪事務所 ・各家畜保健衛生所 ・熊本駅周辺整備事務所 ・氷川ダム管理所 ・天草空港管理事務所 ・各行政委員会事務局 ・警察本部 ・各警察署（各交番、各警備派出所、各駐在所を含む。） ・熊本農政事務所 ・上益城地域振興局土木部 ・防災消防航空センター ・福祉総合相談所 ・食肉衛生検査所 ・くまもと県民交流館 ・福岡事務所 ・漁業取締事務所 ・市房ダム管理所 ・各港管理事務所 ・議会事務局 ・各教育事務所 	人事委員会

(2) 平成29年度中の労働安全衛生法に基づく届出の受理状況

内 容	知事部局	教育委員会	警察本部	計
総括安全衛生管理者選任報告	1			1
衛生管理者・産業医選任報告	17	72	24	113

(3) 平成29年度中の労働安全衛生法第38条の特定機械の検査状況

種 類	検査区分	対象基数	検査基数	検査結果			未検査 基 数	廃止基数
				合 格	条件付	不合格		
ボイラー	性能検査	10	7	7	—	—	(注1) 2	(注2) 1
	落成検査	—	—	—	—	—	—	—
第 一 種 圧力容器	性能検査	15	12	12	—	—	(注3) 3	—
	落成検査	—	—	—	—	—	—	—
クレーン	性能検査	9	(注4) 6	6	—	—	(注5) 1	—
	落成検査	3	3	3	—	—	—	—

(注1) 休止中：阿蘇清峰高等学校（教20号）、玉名工業高等学校（教72号）

(注2) 廃止：農業大学校阿蘇校舎（県56号）

(注3) 休止中：果樹研究所（県31号）、南稜高等学校（教65号）、菊池農業高等学校（教15号）

(注4) クレーンの性能検査は2年に1度実施。

(注5) 休止中：宇城地域振興局（県5号）

(4) 平成29年度中の労働基準法に基づく認定等の状況

内 容	知事部局	教育委員会	警察本部	計
解雇予告除外の認定	0	0	0	0
宿日直勤務の許可	0	0	9	9
時間外休日労働協定届の受理	18	77	1	96

